総務委員会会議録

日時 平成23年3月8日(火) 開会時間 午前10時03分

閉会時間 午後 4時44分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫

副委員長 河西 敏郎

委員 前島 茂松 渡辺 亘人 石井 脩德 堀内 富久

樋口 雄一 内田 健 小越 智子

議長 武川 勉

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 平出 亘 企画県民部長 中澤 正徳

知事補佐官 鷹野 勝己 企画県民部理事 杉田 雄二

知事政策局次長 岩波 輝明 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭

政策参事 松谷 荘一 知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 堀内 久雄

知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 市川 由美

企画県民部次長 小林 明

企画県民部次長(リニア交通課長事務取扱) 矢島 孝雄

企画課長 橘田 恭 世界遺産推進課長 高木 昭 対外調整室長 市川 満

北富士演習場対策課長 伏見 健 情報政策課長 寺本 邦仁子

統計調查課長 前嶋 修 県民生活·男女参画課長 輿石 隆治

消費者安全,食育推進課長 小松 万知代 生涯学習文化課長 青嶋 洋和

国民文化祭準備室長 平井 敏男

公安委員 櫻井 洋 警察本部長 唐木 芳博

警務部長 小澤 富彦 生活安全部長 門西 和雄 刑事部長 廣瀬 文三勝

交通部長 青木 雄二 警備部長 北村 正彦 首席監察官 宮﨑 清

総務室長 長沼 郁雄 警察学校長 清水 徹 警務部参事官 有泉 辰二美

生活安全部参事官 小野 和夫 刑事部参事官 佐藤 元治

交通部参事官 佐野 俊夫 会計課長 古屋 一栄

監察課長 梶原 猛一 厚生課長 真壁 昌三 情報管理課長 浅川 和章

地域課長 藤原 芳樹 少年課長 川崎 雅明 生活環境課長 輿水 雅彦

搜查第一課長 小林 雄治 組織犯罪対策課長 秋山 一哉

交通指導課長 奥脇 勝美 交通規制課長 青柳 幸仁

運転免許課長 小幡 菊次 警備第一課長 渡辺 茂

警備第二課長 松原 茂雄

議題 (付託案件)

H22年度関係

- 第38号 山梨県新しい公共支援基金条例制定の件
- 第39号 山梨県消費者行政活性化基金条例中改正の件
- 第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補 正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会 関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4 条地方債の補正

H 2 3 年度関係

- 第3号 山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定 の件
- 第4号 山梨県部等設置条例中改正の件
- 第5号 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例中改正の件
- 第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同 条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為 中総務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条 歳出予算の流用
- 第33号 包括外部監査契約締結の件
- 請願第 21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めること についての請願事項の 1 及び 2
- 請願第 22- 4 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・ 破棄を求める意見書の採択を求めることについて
- 審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。 また、第 21-7 号及び第 22-4 号についてはいずれも採否を留保するものと決 定した。
- 審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部、警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時3分から午後2時58分まで(その間、午前11時59分から午後1時02分まで休憩をはさんだ)知事政策局・企画県民部関係、休憩をはさみ午後3時22分から午後4時44分まで警察本部関係の審査を行った。

総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係については、引き続き9日に審査を行うこととなった。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部関係

※第38号 山梨県新しい公共支援基金条例制定の件

質疑

小越委員 まずお伺いします。新しい公共とはどういうことなんでしょうか。

奥石県民生活・男女参画課長 新しい公共は、今まで官だけでは実施できなかった領域を官民 共同で一緒になって担ったりするなどして、市民、NPO、企業等が公的なサ ービスの提供にかかわっていくという考え方でございます。なお、こういう考 え方で目指す社会はどういうものかと申しますと、国民の多様なニーズにきめ細かくこたえるサービスが、市民、NPO、企業等により無駄のない形で提供されることが期待されております。

小越委員その新しい公共がなぜ今、ここで出てくるんでしょうか。

興石県民生活・男女参画課長 1つは、行政にできる範囲に限りがあるというのがございます。 もう1つは、今までの行政のやり方が、例えばNPO等に委託したにしても、 行政とNPOとの関係が、行政依存型の補助金になったり、下請型の業務委託 になりやすいという傾向があったということは否めないと思います。こういっ たことから、新しい発想による民間提案型の業務委託とか、市民参加型の公益 事業などの仕組みを創設する必要がある。このような考えから、新しく創設さ れるものと考えております。

小越委員 具体的にはどんなことが考えられるんですか。抽象的ではなく、もっと具体 的にはどんなことが考えられますか。

興石県民生活・男女参画課長 全国の幾つかの例でありますけれども、例えばお隣の静岡県の 三島市にあります「グラウンドワーク三島」というNPO法人がございます。 これは第1回地域再生大賞を受賞したNPO法人であります。この法人につき ましては、活動費が年間約600万円必要とされているそうです。その600 万円について、これを3者――行政、NPO、地元企業がそれぞれ3分の1ず つ負担し合って活動をしております。

具体的な活動につきましては、水の都・三島の自然環境の再生・創造に向けた地域の環境改善活動、それから、環境教育に取り組む体制づくりなどの助言、援助、実践などをしております。もっと具体的に言いますと、ごみ捨て場と化した川をホタルが舞う美しい川に再生するとか、あるいは、絶滅した天然記念物であるミシマバイカモの復活と増殖を行うとか、それから、教育現場で学校ビオトープづくりを進めるなど、行政だけではできない、あるいはNPOだけではできないという活動を一緒になってやると。こういう活動がひいては地域活性化に結びつくということで、第1回地域再生大賞を受けたわけですけれども、このような取り組みを本県でも進めてまいりたいと考えております。

小越委員 行政ではできない活動、公共サービスではできないものをやるというんです けれども、今までなぜそれができなかったんですか。今、三島市の話がありま したけれども、それは公的なものがやればよいのではないでしょうか。

興石県民生活・男女参画課長 公というものは非常に広い概念があると思いまして、まさに委員御指摘のとおり、行政になじむものはあくまで行政がやるべきだと私自身も考えます。ただし、NPOが絡むことによって、より多様なニーズにきめ細かに効果的に対応できて、なおかつ、それが効率的に進むという分野もあると思います。そういう分野につきましては、ぜひともNPOの活躍が必要とされていると考えております。

小越委員 県民生活・男女参画課のいろいろな予算や決算を見ますと、今までもNPO や各種団体に補助金や助成金は出してきたわけです。それではなくて、わざわ ざこの新しい公共という事業をなぜつくるんでしょうか。今までだってありましたよね、いろいろな自治会なりNPOに出している補助金。企画県民部以外

のところにもありますけれども、それではなく、この事業をつくり始めるのは なぜですか。

興石県民生活・男女参画課長 1つには、今までは個々のNPOに対する個別具体な事業に対する支援が多かったということがあります。これにつきましては、先ほどもちょっと触れたんですけれども、補助金を出しても、どちらかというと、行政の下請型あるいは行政関与が強くありました。今度の新たな交付金については、あくまでも民間提案型ということが基調となっています。NPOや社会福祉法人あるいは公益法人を生かした提案をもとに、行政が一緒にやっていく。どちらかというと、NPO等が主体であるということが1点あります。

2点目につきましては、個々のNPOを支援することも当然でありますけれども、その前に、NPO等が活動しやすい環境をつくろうということが主眼であります。大きな柱の1つの事業に、NPO等の活動基盤整備のための支援事業があるんですけれども、これにつきましては、NPO等の各種活動基盤を整備いたしまして、透明性や健全性を確保、推進することを目的としております。

例えば財務諸表の作成などの講習会の開催。NPOは、意欲と潜在能力はあるんですけれども、技術的なノウハウ、例えば貸借対照表のつくり方とか収支計算表のつくり方とか、そういうものについて技術的にたけていなかったという部分があります。こういうものに対して、専門家を派遣するとか、あるいは、本県はボランティア・NPOセンターで「やまなしNPO情報ネット」というポータルサイトを持っているんですけれども、そういったものをより充実して、組織とか人材のデータベースを整理して、そういったものを総合的に推進しまして、NPO等が活動しやすい環境をつくっていこうというのが趣旨でございます。

小越委員

私はこの新しい公共というものをわざわざつくることに、どういう背景があるかということのお話をぜひ聞きたいと思っています。今までも、NPOへはいろいろな補助金を出していたわけです。わざわざ新しい公共という事業をつくり始めるのかというところのねらいは何なんですか。そこはいかがですか。

興石県民生活・男女参画課長 重複する部分はあると思いますけれども、今まではわりと個別のNPOに支援して、NPOが活動しやすい環境づくりに対しては焦点が当たっていなかったという部分があると思います。なので、先ほど申し上げましたように、例えばボランティア・NPOセンターで実施しております、「やまなしNPO情報ネット」などの拡充により、すべてのNPO等が活動しやすい環境づくりを進めてまいりたいと思っています。今までは個別の事業に対して補助していたものを、NPO全体が活動しやすい環境づくりというところに焦点を当ててきたということであると思います。

小越委員

今までは公の領域だったもの、福祉とか教育、まちづくりを、市民とかNPO、企業に担わせるのが目的じゃないかと思っています。それは鳩山総理大臣のとき、所信表明で、新しい公共という言葉を初めて使いました。聞こえはいいんですけれども、先ほどもお話がありました、官ができなかったことを公的サービスにかわってやっていく、行政でできる範囲には限界があると。だから、それをこのNPOや企業や社会福祉法人に、言い方は悪いですが、使ってというか、新しい公共という名のもとに、本来行政が担うべきものをそこに転嫁する、合理化する、そのものが背景にあると、鳩山さんやその流れを見ますとそう思います。鳩山総理大臣、そして、そのもとには、橋本内閣が独立行政法人

をつくり、小泉総理大臣が小さな政府をしてきた、そこにあると思います。

国の介護保険に向けての地域包括ケア研究会の報告書では、介護保険から外すように、生活活動は自治会やNPOに提供させて、自助と公助を援助する公的保障を新しい公共に置きかえるという国の報告書も出ております。この新しい公共というのは、名前が聞こえはいいんですけれども、本来、官がやるべきものを、NPOや社会福祉法人、企業に責任を転嫁して、公の責任を放棄するものであり、私はこれを認めることができないので、反対いたします。

討論なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第39号 山梨県消費者行政活性化基金条例中改正の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正 額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係 のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方 債の補正

質疑

(地域情報化推進費について)

内田委員

企9ページ、地域情報化推進費。減額になっているんだけれど、一般的に情報産業が今、停滞をしているということで、多分、企業立地の関係の確定による減額だと思うんだけども、23年度の当初予算を見ると、たしか1,600万円ぐらいになっているんですよね。そうすると、もともと22年度が4,700万円ですか、5,000万円近い予算が1,000何百万ぐらいに減っているということは、我々が今までかなり主張してきたんだけども、北口の関係で、情報化のああいうものもやめたらどうかという主張をかなりしてきたんだけども、そういうものが予算の中にももう見えてきていると理解していいんでしょうか。それだけ答えて。

寺本情報政策課長 今回の減額に関してですが、当初1企業当たり幾らほどという予算を組みまして見込みを立てておりましたが、認定する際に事業計画をチェックしておりまして、それぞれ年間どれぐらいの投資を必要としているという計画をいただいてはいるんですが、皆さん、経済状況に合わせてそれを縮小されているといういきさつがありまして、減額を今回お願いしているところであります。

情報通信産業全体の状況として、県内に進出してくる意向があるのかどうかという話に関しては、前回の委員会でも進出企業についてお話しさせていただきましたが、22年度に関しましても、1件、新規の企業を認めておりますし、今現在、認定を受けたいといって我々のところに来て、具体的に交渉を始めて

いるところも数件ございますので、まだ現時点の問題として、明確に進出意欲が衰えてきているということではないだろうと認識をしております。

内田委員

それは説明でわかるんだけども、でも、現実に予算化の段階で3分の1ぐらいになるということは、明らかに世の中がもう変わってきているということなので、そういうものをあなた方がつかまないということが問題なんだよね。私、いつも言うんだけども、企画の人たち、知事も答弁の中で必ず「じゃあ、何か北口について提案してくれ」と言うんだよね。冗談じゃないですよ。職員の人たちが見つけるんじゃないの? そういう努力をしないで、議員のほうに返してきて、「じゃあ、何をやったらいいか」と。

何やったらいいかじゃないでしょう。あそこは、自分がやるんだと言って始めたことなんですよ。だから、そういう意識を持ってもらいたいんだけども、職員の中にそういう意識が私は全くないと思う。もう今の時代は、企業立地からシフトを変える時代に入っているんだよね。それがないということを言いたいんだけど、これは所管で質問するからいいです。一応、事実関係だけ確認したかったということで、5,000万円近くあったものが、新年度は1,600万円になるということでいいんですね。その理解は間違いないよね。

寺本情報政策課長 22年度の支出予定分に関しては減額をさせていただくということでお願いしているものです。

内田委員

もう1つだけ聞かせてください。私の企業立地の理解が間違っているか、合っているかどうかということだけ確認したいんだけども、情報産業の企業立地については、県内の産業が増設したり、あるいは場所を移したりということも含まれるんですか。

寺本情報政策課長 県内の企業の増設分についても含んでおります。

内田委員

私はそこのところ、ちょっと考えが違うんだけども、前に、情報産業ではないんだけども、石和から今の中央市へ、ある健康食品になるのかな、アガリクスみたいなものをつくっている会社が移ったときに、たしかそういうお金を出したんだよね。あれは土地についてもたしか出したはずですね、坪当たりの減額をしてね。そういうことをやっているということが、企業誘致ということからいうとすごく変なことをやっているんだけども、でも、主眼は企業立地でしょう。だから、その辺が、創設したときの考え方が、多分私たちと企画の人たちの違いだと思うんだけども、あるいは、もっというと、商工の考えが違っていると思うんだけども、県内にある企業が、県内で場所を移したり増設したりというのは、企業立地という考えからいって、私はちょっと違うと思うんだけども、それだけ聞かせてください。あとは所管のときに質問します。

寺本情報政策課長 補助金に関しましては、産業振興の観点からやっておりますので、企業立地という言葉の中に、県外からの誘致を含め、県内企業の増設、いわゆる規模拡大が産業振興に当たるものとしておりますので、それらも含まれて問題ないかと考えております。

内田委員 だけど、当初予算のほうの説明を見ると、情報通信関連企業立地促進費補助 金となっている。企業立地とうたっているじゃない? そうでしょう。 寺本情報政策課長 企業立地という言葉に関して、県外からの進出のみだけではなく、県内企業の増設、規模拡大ということも含んで、補助金を出しているというものになります。

内田委員

あんまり長くやっても仕方がないから。多分、企業立地という考え方の違いだと思う。私は、県外あるいは東京都から、本社機能みたいなものを持ったものを引っ張ってきたりするということがもともと企業立地だと思っているんだけども、県内の産業を例えば南アルプスにあったものが北杜へ移ったと。そのときも確かに増設か何かですよね。そういうときに出すというのは私は違うと思うんだけどね。これはいいです。答弁は要らない。

討論

小越委員

先ほど、山梨県新しい公共支援基金条例案に反対いたしました。この条例に関する予算が入っていたと思います。なので、私は、この補正予算にはすべて反対いたします。

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第4号 山梨県部等設置条例中改正の件

質疑

内田委員 私の記憶だと、たしか、何年ぐらい前でしょうかね、リニア交通局というの が存在したと思うんですけれども、それはいつごろのことでしょうか。

市川知事政策局次長 平成元年から平成8年まで、リニアモーター推進局を設置しております。 その後、平成9年からリニア交通局という形に変りまして、そして、平成11 年に局が廃止され、企画部を平成12年に新設したときに、部内の1つの課と してリニア推進課が設置されています。

内田委員

端的に、局に格上げですよね。局長が存在するんだから、格上げをされて、何年ぐらいですかね、10年以上ですね、局として活動してきたと。山梨県は、今まで我々の中の議論では、どういう時代であっても、リニアに対するものは県民の期待度といいますか、そういうものがすごく高まっていたんだよね。そうすると、私もちょっと記憶がないからわからないんだけど、局を廃止した主な理由は何だったんですか。

市川知事政策局次長 局を廃止した平成12年の議会のときの説明の内容によりますと、リニア交通局から交通部門を切り離しまして、リニアに特化して全庁を挙げて取り組むということで説明をさせていただいております。そのときに、リニア推進長の設置もいたしました。

内田委員

私が言っているのはそういうことではなくて、今の説明だと、リニアとほかのものを切り離したと。今度また、一緒になるんでしょう。リニアだけではないんでしょう。だから、それは今、私が言っていることじゃなくて、どうしてリニアそのものに対する機運が下がってしまったのかということを聞いてい

るんです。

市川知事政策局次長 機運が落ちたということではなく、リニアに特化してリニア推進長を設置して、引き続き取り組んでいくという姿勢があったということでございます。

内田委員

そうすると、リニア推進長というのは今も存在しているということ? 存在していないんでしょう? 要するに、私が言っているのは、局というのが存在したわけでしょう? 十数年存在して、局を廃止して、数年たったらまた局が出てきたと。それはJR東海が25年後とかということをやったからということなの? 山梨県の取り組みとしては何かおかしいんじゃないかなと思うんだよね。今になってまた局を復活させると。当時そんなことしないほうがよかったということになりませんか。それだって、変えるということはお金をかけるわけでしょう。わざわざ条例を廃止したり、つくったりするわけでしょう。そういうものが何か先を見越す部分もないし、何となく議会をばかにしているような気もするし、何もこのままいったらいいじゃないですか。局を廃止したんなら、そのままいってもいいじゃないですか。

矢島企画県民部次長 リニア交通局が平成11年で廃止になったという、その一番大きな背景は、実験線が当初42.8キロで建設するという予定だったわけですけれども、当面は先行区間と言われている、今、実験をしているこの区間で当分いくという意思決定がその時点でされたものですから、当分の間は実験線の建設もどうなるかわからないと。このような事態を受けて、リニアの重要性というのは変わりないわけですけれども、リニア推進長を置いて当面やっていくという判断があったと思います。

ところが、平成19年になりまして、この42.8キロの実験線の計画を、国の大臣がこれを全部やるという判断をいたしまして、さらにその後JR東海が、リニア中央新幹線については自己資金で建設するんだという大きな判断をしました。そんなことで、リニア中央新幹線については、今まで夢のリニア中央新幹線と言っていたわけなんですけれども、まさに基本計画から整備計画への格上げについて審議するという国の決定がございまして、一気に実現性を帯びてきたという事態を受けまして、私どもとすれば、これからリニア交通局を置いて本格的に取り組むべき歴史的な転換期になったんじゃないかという判断をいたしまして、今回は組織改革の提案をさせていただいたということでございます。

内田委員

その答弁だと、私が聞いていることには答えていないんだよ。つまり、十数年間、局が存在したわけでしょう。そのときに廃止することなんかなかったということじゃないですか。廃止するということは、さっき、特化したと言うんだけど、特化したにしても、推進長を置いただけでしょう。局じゃないじゃないですか。局は廃止したんじゃないですか。そのときだって、条例で廃止しているんでしょう。そういう手続をとりながら、今度はそうことになったら、一気にまた局をつくるんだと。おかしいと思いませんか。山梨県の取り組みとしては非常に情けない取り組みだよね。そう思わない?

矢島企画県民部次長 もう1つの大きな要素としましては、局という組織をつくりますのは、 幾つか複数の課が必要だと……。

内田委員 何で廃止したかのほうを説明してよ。

矢島企画県民部次長 はい。いわゆる実験線の用地買収等が終わって、実験線の先行区間はも うそこで終わったんだということで、用地買収の必要もなくなったというよう な状況が当時はありました。でも、これからは、今度は営業線のこともありま すし、延伸区間の用地買収のこともありますので、この部分については、やは り用地という課を置いて、専門的な人を集めてやっていかなければならないと いうなこともありまして、局という組織が必要ではないかと考えております。

内田委員

私はちょっと違うんだよね。局は廃止しないほうがよかったと思うんだよね。要するに、これは言葉の問題だけじゃないんだよね。県民に対しても、局をなくした時点で、そういうものが出てくるんだよ。もうリニアもだめかと。ところが、あることが1つあると、それと言って、それに飛び込むという、そういう感じがしてしょうがないのね。別に私は、変えるのを悪いということを言っているんじゃなくて、そういうものをやっぱり自分たちのこの中へ刻んでいってください。

私は今任期でやめていく人間だけども、でも、議会活動をしている中で、何かおかしいことをやっているなという、そういうことの思いで今、委員会に参加させてもらっているんだけども、よくよく考えてもらいたい。ただ条例を改正すればそれで済むということでは私はないと思うんだよね。人間の気持ちを、もっといえば、県民の気持ち、そういうものを何か自由に操っているような気がしてしょうがないんだけどもね。まあいいや。とにかく何か言ってください。それで終わる。

平出知事政策局長 今、組織について、内田委員から御質問、また、思いもお聞かせいただいたところでございます。当然、私ども県庁全体としてもそういう意識を持ち続けなければならないとも思っておりますし、また時には、効率的な行政運営ということで、組織を変えていかなければならない。スピーディーに意思決定するために変えていかなければならない。そういう場面もございますので、思いは思いとして受けとめながら、また今後ともより簡素でスピーディーな意思決定ができるような組織は常に考えていきたいと考えております。

内田委員

もう1つだけ。要するに、私が言っているのは、もともとリニアというものがない状態から出てきて、あるとき、局に格上げされてきたわけでしょう。そうすると、ここを見ても、より一層促進するということを考えたらば、局なんかなくしたらだめなんだよ。なくして、何年かたったらまた復活させたと、それを言っているの。新しい局をつくるということがだめということを言っているんじゃないのね。その辺をよく心に刻んでもらいたいということです。

樋口委員 条例の概要のところで説明があったのかもしれませんけれども、さっき、矢 島次長もちょっと言いかけた、複数課を設置するということですけれども、イ メージとして、今、言えることがあれば教えてください。

市川知事政策局次長 新設いたしましたリニア交通局には、2つの課を設置することを考えて おります。1つは、リニアを推進するリニア推進課、それからもう1つは、交 通政策を所管する交通政策課という、この2課を考えております。

樋口委員 前回の委員会でもちょっと申し上げましたけれども、その2課とも非常に密接につながっていると思います。人口減少社会がどんどん進行していますし、

あるいは既に工業団地に来ている企業も増えてきており、社員もいるわけですから、そういったところへの配慮、あるいはさまざまな面からも交通政策について、リニアを推進する課と同じように、あるいはそれ以上に、しっかりと充実させ、先ほど局長がおっしゃられた、スピーディーな意思決定をし、実際に県民にリニアが実現するということと同時に公共交通が新しい展開になるということが見えるような政策立案、実行を望みたいと思いますが、その辺についてお答えいただければありがたいと思います。

市川知事政策局次長 リニア推進課につきましては、積極的にリニアを推進をしていくという ことで説明させていただいております。交通政策課につきましても、バスの利 用、利便性を高めるということから、バスネットワークの構築とか、広域路線 の検討、また公設といったようなこと、また、過度な自動車の利用から公共交 通の適切な利用を促す、そのような活用といったようなことも利用促進を図る ための部分についての絡みで考えています。

小越委員 すみません、リニア交通局は、そうしますと、部長というか部長職と同格の 人が置かれるということですか。

市川知事政策局次長 部長と同格の局長ということになります。

小越委員 部扱いということになりますと、リニアが現実的なものになるので、県民の 意識も高揚させるために、部で扱って、部長職も置くということで、格上げに なるかと思うんですけれども、逆に産業立地室は、今度は立地室ではなくとい うことは、立地室長の部長扱いがなくなるということですか。

市川知事政策局次長 産業立地室につきましては、部と課の間の位置づけにあり、部内室という形ですので、先ほどの部の条例の中では触れておりませんけれども、産業立地室については廃止するということで、室長を廃止することを考えております。それで、なぜ廃止をするかということですけれども、産業立地室は商工労働部の部内室として位置づけられており、課の上位の組織として位置づけられております。課の中にも課内室というものが幾つかあります。それと同じ室の名称を使いながら、組織上では位置づけが異なっているということもあります。こうした状況を解消して、簡素でわかりやすい組織とともに、より効率的な業務執行体制を確立するために、今回、商工労働部の再編に伴って、部内室であります産業立地室を廃止することといたします。なお、室を廃止いたしますけれども、企業立地業務につきましては、新しい産業労働部の中に1つの課として引き続き業務は継続していくということで考えています。

小越委員 部長職は人数的には増えないということですよね。産業立地室の部長職が1つ減になって、そして、リニア交通局の部長職が1つ増えるということで、部長職の人数は変らないから、そのお金も変わらないということですけれども、ということは、リニア交通局というのは、それだけ大きな扱いとなって、部扱いになると思うんです。ということは、逆に産業立地室というのは、先ほどの内田委員の話もありましたけれども、立地室という特化したものが一つの課になってしまうことは、産業立地の方向が後退したということがこのことにあらわれていると見てよろしいですか。

市川知事政策局次長 決して後退したということではありませんで、引き続き積極的に推進し

てまいりますけれども、今度、産業労働部の中の1つの課としまして、産業立 地室の業務はそのまま引き続き継続をしていきます。そして、従来の企業誘致 に加えまして、県内産業を守り育てていくという、産業集積にも力を入れた業 務で推進をしていくということで考えています。

小越委員

やはり、名は体をあらわすではないですけれども、産業立地のところが少し 後退したというか、落ちたかなと思っております。

もう1つ聞きたいんですけれども、商工労働部が産業労働部に名称変更すると言われると、産業というのは農業も入っているわけでして、先ほど産業振興ビジョンに伴ってのこともあると言ったんですけれども、商工がなぜ産業なのか。産業といえば、農政も含まれますよね。産業振興ビジョンの中では、農業、観光を含めて一緒に産業発展していく中では、産業労働部という名前そのものがわかりにくいんではないかと思うんですけれども。

市川知事政策局次長 今回の改正の趣旨といいますか、心は、産業振興ビジョンを策定し、それを具現化していくということで、農政とか観光とか、いろいろなこともあるんですけれども、それはそれぞれの部で実施をしていきますけれども、やはりそのビジョンを具現化するための受け皿になる部分が当然必要になってくると思います。それを産業労働部に置くという位置づけになっております。

小越委員

ということは、産業振興ビジョンはこれまで知事政策局が所管していましたけれども、農政、観光を含めての6次産業とか、そういうのを含めて、調整機能は、知事政策局ではなくて、産業労働部がやるということですか。

市川知事政策局次長 産業振興ビジョンを所管しますのは知事政策局でありますけれども、それを具現化していく部分につきましては、産業労働部で担っていくという形で考えております。産業振興ビジョンの中では、中小企業への取り組みがメーンになっておりますので、新たな取り組みとして、さまざまな考え――海外展開とか、中小企業の成長分野への進出ということがありますので、こういった取り組みを支援していくという位置づけになると考えています。

前島委員

ちょっといいですか。名称をたびたび変えるということは、やっぱり県民へのアピール上からもあんまり好ましいことではないんですね。だから、今、内田委員やそれぞれの委員から発言が出ているように、やっぱり展望に立った機構改革をやっていくということが大変重要なことだと思うんですね。名前がちょくちょく変わるということは決していいことではない。

今後のリニア交通局の皆さん方が描く展望、内容というのは、リニアが具体化した、実現化した、これによって山梨の県土全体の交通体系が大きく変貌していくだろう、また、変貌にこたえていかなければならないというようなことで、リニア交通局という名称になったと思うんですね。

そういう点では、ただリニアだけの問題に取り組む交通局ではない。そこには、リニアを通じて、いわゆる政策的な県土の総合経済対策を含めた交通網をどう策定していくかということだから、そういう点では政策的なことを行うことからも、交通政策局といったようなもっとわかりやすい名称が望ましいんじゃないかと思います。

ただこれを読んでいると、リニア交通局という名称はリニア以外の業務も行うとは受け取れませんよね。今の説明は、もっと幅広い、いわゆる交通網が大きく変わっていく、変わっていかなければならない、その対策が必要だと、こ

ういうことだと思う。そういう点で局に昇格させてまたやるということなんだから、おそらくスタッフも増やしていくだろうと私は思うんですよね、今まで以上に。

そうだとすれば、もっと県民にわかりやすい、リニア交通政策局とか、そういった名称を考えたほうがよかったのではないかなと感じたりするんですよね。だから、条例改正をするに当たっては、やっぱり歴史的な背景を含めて、名称を二、三年後にはまた変えるということのないようにしっかりとした名称をつくっていくということを我々は非常に期待しています。

今までは、どうも県は、知事さんが変わるたびに名称を変えたり、また年度が変わるごとに名称が変わっていくと。行政の名称は県民のためにも定着させることが重要だと思うんですね。名称がたびたび変わるようでは、今度はどこに行ったんだ、今度はどっちに行ったんだというようなことになってしまうので、そういう点を強く申し上げさせていただいたいと思う。そういう点で答弁をいただいて、この条例に関する賛否を問いたいと思います。

平出知事政策局長 今、前島委員から、御提言も含めて、御意見、御質問をちょうだいしたところですけれども、まさに委員おっしゃるように、名称がたびたび変わるというのは好ましくないという御指摘はそのとおりだと思います。私どももできるだけ名称については広く県民の皆様に定着していただけるように、また一面では、県民の皆様にわかりやすいような名称あるいは組織というのは当然つくっていかなければならないと思っておりますので、今後ともそういう視点で、もちろん長期的な展望も見ながら、組織改正については当たっていきたいと考えております。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第5号 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例中改正の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条 第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為中総 務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条歳出予 算の流用

質疑

(ネットワーク管理費について)

寺本情報政策課長 ネットワーク運用管理費の一人一台パソコン運用管理というのは、職員1

人あたり1台のパソコンを用意していますので、そちらについてのレンタル、 リース代とか管理用の費用として使っております。

堀内委員 これは、そうすると、職員が一人一台パソコンを使用するためのリースとか 購入費というものですか。

寺本情報政策課長 そういったものに加えて、あとは修繕費とかソフトウェアの費用といった ものも込みで計上しております。

堀内委員 そうすると、今、パソコンの中には標準装備でワードだとかエクセルが入っているんですけれども、私、前に、たしか21年3月の予算特別委員会でちょっと話をした点があるんですけれども、この中に例えば一太郎だとかそういうソフト費というのも入っているんですか。

寺本情報政策課長 ソフトウェアの費用についても入っております。

堀内委員 たしか21年3月ですかね、予算特別委員会の中で、一太郎の存在を私も初めて知りました。今は、一太郎とワード、エクセルを共有するということはできないんですよね。要するに、一太郎を使った文書で相手方のほうに送りますと、相手方が一太郎のソフトを使っていないと開くことができないんですよね。そういうことはわかっています?

寺本情報政策課長 パソコンそれぞれでソフトウェアが分かれていますので、一太郎のソフトウェアを入れたパソコンで、一太郎のファイルで作成したものをメールなり何なりで送って、一太郎のソフトウェアが入っていないパソコンで作業をするというのは、やはりソフトウェアがありませんので難しいですが、たしか、閲覧は有償ソフトでなくてもできるはずになっていると思います。

堀内委員 一太郎は、官庁関係というんですか、そういうところでしか使っていないんですね。一般的なグローバルスタンダードというのはワード、エクセルで、当時、その質問をさせていただいたんですけれども、そのときの答えが、大体2年以内にとりやめるというような話があったんですけれども、もしここに一太郎のソフトの購入費が計上されているのであれば、どういうことかなと思うところなんですけれども、この中に一太郎の購入費は入っているんですか。

寺本情報政策課長 申しわけございません。今、資料がないので、ここに一太郎が入っているかどうかというのはすぐにお答えできません。現在、ソフトウェアの管理適正化を進めておりまして、北海道とか他県で不正にソフトウェアをコピーしてパソコンに導入していて、ソフトウェアメーカーから是正を求められているという自治体が幾つかございまして、我が県はその申告を受ける前に自主的に今、是正に向けた管理調査を庁内で進めているところであります。ですので、どのパソコンにどういったソフトウェアがインストールされているのか、そのソフトウェアはまた幾らぐらいのリース費用であれ購入費用であれというのがかかるのかという調査をいたしておりますので、次年度以降は適切な管理をしていきたいと考えております。

堀内委員 今、情報化社会というのはスピードと正確さが非常に要求されているんです けれども、要するに、一般企業との互換性のない、そういうソフトを使うとい うこと自身がいかがなものかということで、当時質問をしたわけです。私が調べた範囲ですと、一太郎というのは、パソコン1台につき大体2万円ぐらいかかるんですね。そうすると、例えば県庁のほうで5,000台だとか6,000台使っていれば、1億だとか1億何千万円かかっているわけですね。それで、なおかつ、何年かしたら、それを更新していかなければならないですね。更新ということは、3年後に入れかえるのか、また少しお金を出して入れるのか。世界では、一太郎のシェアはほんとうに数%、日本の一部だけですね。全世界は今、ワード、エクセルですから。そういう時代の中で、なおかつ、県庁として一太郎を使っているということ自身がどういうものかということで、当時、質疑させていただいたんです。県庁の書式は全部一太郎でつくっているから、それをすぐ変えることはできないと。ですから、2年ぐらいで変えていきましょうというようなお話がたしかあったんですけれども、もしここの中に一太郎のソフトが前と同じような使い方であったら、これはちょっとおかしい問題じゃないかなとも思いますので、その辺、いかがですか。

寺本情報政策課長 一太郎の使用に関しては、すべてのパソコンに今現在導入しているということではございませんので、委員の御指摘の際からは改善されているということは確実でございます。今現在でも中央省庁で使用しているところがございまして、それの対応の際に一太郎が必要であるということは、現場の各課から上がってきているところでありますので、完全にソフトウェアを導入しないというのはなかなか難しいものではあると認識をしております。

また、金額に関してなんですが、一太郎に限らず、ソフトウェアライセンス そのものが、ほとんどのメーカーで、ボリュームライセンスとか自治体向けの 価格を設定しているところがございますので、できるだけ我々も多様な手段を 検討しまして、安く購入できるように考えてはおります。

堀内委員 大体わかりました。できれば、一太郎を今、山梨県で何台ぐらい使っている かどうか。後で結構ですので、資料をちょっと見させていただければありがた いと思います。答弁は結構です。

(土地開発公社債務処理対策事業費について)

内田委員 とりあえず企画のところで、企4ページ、土地利用計画費のうちの土地開発 公社債務処理対策事業費、この中身を教えてください。

橘田企画課長 債務処理対策の貸付金ということで、80億4,500万円が貸付金、それ から、債務処理対策の補助金が2億円という内訳でございます。

内田委員 これは一般的にいう、一時貸付というのかな、短期の貸付金でいいのかな、 4月1日に貸して翌年3月の終わりに返してもらうという、それが80億円あるということでいいのかな。

橘田企画課長 そのとおりでございます。

内田委員 このことについて聞くつもりはないんだけども、土地開発公社の、要するに、 米倉山の造成から始まってもろもろの費用がたしか152億円ぐらいだと記憶しているんだけども、その借りているお金、それに対して県のほうで、一時貸付みたいな形でずっと処理をしていくということだと思うんだけども、今、 米倉山は、東京電力とタイアップして、太陽光発電という形になりましたよね。 今、工事をしているんだと思うけども。そうすると、あれ、たしか、売電も含めて、県に年間幾らかなりの分け前というのかな、何か入ってくるというのは、ありましたよね。

橘田企画課長

環境価値分ということで、東電からのお金が入ってくるということで承知を しております。

内田委員

それはこの予算の関係だと、契約しているんだから、それは契約書に基づいてやっているんだと思うけれども、もう実際はあの土地については東京電力が支配しているんだから、来年度から入るの? それとも、もう22年度から入っているということ?

橘田企画課長

メガソーラーの発電が開始されて以降入ってくると承知しております。

内田委員

それはこの前の、あれは何年か前の予算委員会か何かのやりとりがあったんだけども、たしか、リニアが名古屋まで実用化されるぐらいまでだから、十何年間だという記憶があるんだけども、それは契約したときからじゃなかったんですか。要するに、私が言っているのは、今やっている設備がちょっとおくれたとしますよね。そうすると、そのおくれた、例えば3年かかったとしたら、3年かかってスタートした時点からそのお金が入ってくるということ?

橘田企画課長

まず土地の貸付につきましては、東京電力と契約を結びまして、無償で貸付をしているという状況でございます。一方、委員のおっしゃっている、東京電力から何がしかが入ってくるというものについては、発電によってクリーンエネルギーが出てきますから、売電収入に対する環境価値分として入ってくるので、発電が開始されて以降収入されると承知しております。

内田委員

この予算の系統でいくと、どこへ入ってくるんですか。入ってくるお金というのは、企画県民部へ入ってくるの? どこへ入ってくるということ?

橘田企画課長

企業局へ入ってきます。

内田委員

そうすると、何でこんなことを今、私が聞いているかというと、太陽光発電についてはクリーンエネルギーの利用ということでものすごく注目されていると。山梨県は、まさにメガソーラーについては全国で一番大きいもの。今までは山梨県でいうと、北杜市に、たしか、1,000キロワットぐらいですよね、そういうものがあったけれども、今度のはその10倍ぐらいだと。一般の家庭にすると多分4,000軒ぐらいの年間の電力使用量を賄えるぐらいのものだと、新聞なんかでも大きく報道がされましたよね。

私はいろいろなところへ行って「あれは無償だから、借り料なんか1銭ももらっていないよ」と県民に説明したんだけども、しかも、もう東電があそこを実行支配ということは、わかりますよね、ほかの人が行って、何かするということができない状態になっているわけでしょう。もうそういう状態になっているんだけども、今現在、お金は1円も入ってきていないんだよね。そういうことの報道というのは全くないんだよね。

だから、県民は、あそこでいよいよ発電が行われる、山梨県にも見返りの金が入ってくるんだと一般的には思われているんですよ。しかも、クリーンエネルギーということをものすごく強く強調しますよね。クリーンエネルギーって、

確かに将来に向かって大事なものなんだけども、実際に見返りの金はすごく少ないんだよね。そういうことは県民にはわからない。小水力発電と全く同じだと思うんだけども、設備をするのにはものすごくお金がかかるんですよ。だけど、それをとりかえすのには、多分ひっくり返っても取り返すことなんかできないんだよね。米倉山はそういう現状に今あると私は思っているのね。

だけど、今まで我々が、米倉山をどうするんだ、どうするんだと言ってきてから、その当時と比べると、リニアが来るまでは東電に貸しておいていいかと、一般の県民の理解というのは、そういう感じなんですよ。実際はこうなんですよというものを、そういうことをほんとうは企画課なんかがよく伝えなければいけないんですよ。お金が入ってくるのもこれだけなんですよと。そんなに県が潤うわけでもないと。むしろクリーンエネルギーの普及みたいなことに対して、県は無償でいろいろなことを提供しているんですよということを、私はもっと言うべきだと思う。

これは燃料電池についての、知事公舎を貸している問題も、全く同じだと思うんだ。将来、燃料電池の関係で山梨県に見返りみたいなものが必ず入ってくるんだったら、私は無償提供も全然オーケーだと思う。だけど、そういうものが全く約束されていない状態で、あおるだけあおってね。マスコミはいっぱいあおっていますよ、報道を見れば。だけど、実際に山梨県があれによって潤うなんていうことは、多分ないと思うんだよ。私は、その辺をきちんと説明をすべきだと思います。

橘田企画課長

県のホームページ等でも、企業局のところを見ますと、米倉山のソーラー発電のことについては触れておる状況でございます。また、山梨大学の燃料電池の関係につきましてもホームページ等で触れている状況でございますので、委員のお話のように、今後、こういう目的でやっていますよとか、そういうものについてもまた企画課サイドのほうからも、必要があれば取り組みを進めていきたいと考えています。

内田委員

必要があればじゃなくて、それ、やるべき。そして、要するに、これ、短コロというやつですよ。これについても、ちゃんと県民にも納得できるような説明をすべきですよ。だって、こんなもの、このまんまほうっておいたって返せるわけじゃないでしょう。県がたまたま無利子で1年間短期の貸付をして、それを繰り返しているだけのことだよ。そういうことを一般の県民は知らない。

米倉山についてはもっというと、私の支持者なんかが言っているのは、「内田議員たちがあんなにいろいろ言ったけれども、米倉山は解決したじゃないですか」と。あの借金はもう残っていないと思っているんだよね。そういう理解が一般的ですよ。その辺を私はきちんとやるべきだと言っているんですよ。クリーンエネルギーが悪いなんていうことは全然言っていない。そうじゃなくて、クリーンエネルギーを導入しても、この80数億円というものなんかは決着はできないんですよ。そうじゃないですか。

橘田企画課長

米倉山の債務の処理につきましては、昨年12月に土地開発公社の改革プランを策定いたしまして、その中で、こういう処理をしていくんだと決めたところでございます。その内容につきましては、県のホームページで御説明しているところですが、まだ説明が足りないというような御意見だと思いますので、またその辺は工夫をしていきたいと考えております。

(情報通信産業支援事業費について)

小越委員

先ほど内田委員からもお話がありました、&16の情報通信産業支援事業費。昨年の補正予算でマイナスして、今回のところで1,500万円ですよね。たしか、前の年の予算が4,500万円、その前が5,000万円ということからすると、毎年減ってきているんですけれども、今回のこれはどのぐらいの会社、何件とか見積もっていらっしゃるんですか。これ、全部で、ICTの予算を引いて1,500万円ぐらいですか。

寺本情報政策課長 今年度、当初予算には1,573万円計上させていただいております。こちらに関しては、22年度までに認定した会社が7社ございますので、7社の継続分については1,500万円を見積もって計上しているということになります。23年度以降の認定の会社とか、今年度は残り半月になりましたが、まだ見込みの会社もございますので、そういった会社に対する支出分に関しては、認定計画を見てから補正予算等に計上させていただきたいと考えております。

小越委員

ということは、この1,573万円は、今まで立地した会社のところに継続して出すということで、新規の分はこの予算には1円も入っていないということですね。そうすると、新規はどのように見込んでいるんでしょうか。見通しというか、件数とか。

寺本情報政策課長 新規の誘致目標に関しては、今現在、数字を立てているものではございませんが、事業開始の20年度以降、5社、3社と、22年度に関しては3社程度の認定を見込んでおりますので、来年度も同様の数が誘致できればとは考えております。

小越委員 20年度5社、3社、3社ということですけれども、それに伴っての雇用の 人数、それはどのぐらいなんですか。

寺本情報政策課長 操業を開始して1年後の採用予定者数ということでまだ認定基準を満たしていない社もございますが、現時点で、交付決定時の新規常用雇用者数は64 人になっております。

小越委員 64人に対して、全部で幾らお金が出ているんですか。

寺本情報政策課長 現在、21年度までの合計額で7,757万円支出をしております。これに 関しては、雇用者数は5名以上という要件を付加しておりますので、7社はす べて5名以上の雇用は満たしているということでございます。

小越委員 7,757万円、それから追加でまた今年、継続が1,573万円いくわけで すよね。そうすると、それを足して、8,000から9,000万円ぐらいで6 4人という雇用の人数は、私は少ないと思うんですけれども、いかがお考えで すか。

寺本情報政策課長 情報通信産業という業態を考えますと、妥当な数字ではないかとは考えて おります。

小越委員 情報通信産業が妥当というのは、人数は少なくても妥当というか、金額が出たわりには、このぐらいの人数しか来ないというのが普通ということですか。

寺本情報政策課長 64名が少ないか多いかというのは議論が分かれるところかと思いますが、この額をかけての誘致人数としては、不足はないと考えております。

小越委員

やっぱり私はこのお金の使い方のところを少し考えていただいて、6 4人というのは多い人数ではないと思うんです。9,000万、1億円ぐらいかけて64人って、もっとたくさん雇用が生まれるべきだと思いますし、今後の見通しでいきますと、5社、3社、3社、そして、今後はまだ数件の交渉はあるかもしれませんけれども、情報通信産業というところで果たして山梨県が立地、誘致することにこれから展望があるかどうかというのを少し検証していただきたいと思います。

それと同時に、雇用のところをしっかり確保するということがないと、企業にお金をやっているだけで、雇用が増えないというのであれば、やはりここは何のための立地なのかなと思いますので、雇用のところを、やはり常用雇用というか、正社員できちんと雇うよう、要綱も含めて変更するべきだと思うんですけれども、いかがですか。

寺本情報政策課長 雇用に関しては、正社員、常用としておりますので、そちらについては現時点でも同種のものを要求しております。また、先ほど5名と申し上げましたが、コールセンター等においては20人以上という要件を満たしておりまして、そういったものに関しては、要件を満たさなくなったものは認定対象外とするということもしておりますので、雇用が損なわれる際には今後の支出はやめるということも実施はしております。

小越委員

常用雇用というのは、アルバイトとかそういうのも言うわけでして、正社員でしっかり雇うということが条件だと思います。

そして、商工のほうの産業立地ですけれども、そこのところの要綱が若干変わると今回お聞きしておりますけれども、3年間の雇用を継続するとか、5年間の報告を義務づけると。そういうのはこの情報産業でも来年度からそのように変わるんでしょうか。

寺本情報政策課長 情報産業の立地促進に関しましても、産業立地室で実施しているものと同様に考えておりますので、同じような取り組みにしていきたいと考えております。

小越委員

努力義務ではなく、しっかり3年間雇用する、継続させるように必ずしていただきたいし、少なくとも5年間、しっかり報告――どのような経営状況なのか、雇った方を解雇したりしていないのかどうかを含めて、チェックをぜひともしていただきたいと思います。

(広聴費について)

小越委員

それから、ちょっと戻りまして、知6ページ、広聴費のところです。県政ひざづめ談議について少しお伺いしたいんですけれども、県政ひざづめ談議の今までの参加者、そして、今回109万円ですけれども、昨年は予算ベースで164万円、その前は167万円ということで、県政ひざづめ談議、県政出張講座は今回五、六十万円減っているんですよね。ということで、今年度の実績、それから、来年度109万円は、どのような日数というか、回数、参加者の人数を見込んでいるんでしょうか。

堀内知事政策局次長 昨年度といいますか、本年度の実施件数は、現在まで18回開催をいたしておりまして、対話人数は238人でございます。それから、予算が23年度分は減額になっているというのは、ひざづめ談議を含めまして、広聴の活動の中に市町村長さんとの対話がございましたけれども、実は数年実行されておらず、市町村課側のほうで、市町村長さん、議長さんとの対話を行っていますので、それにあわせてやるという形で、今回はその分を減額したということで予算が減っております。

小越委員 今年度18回、二百三、四十人ですか。ということは、来年度はどのぐらい の回数と人数を計算しているんですか。

堀内知事政策局次長 回数は、今年度もまだ18回ですけれども、3月中旬にもう2回実施いたしまして、20回実施する予定でおります。明年度につきましても、同様に20回の回数を開催したいと考えております。

小越委員 私、いつも言うんですが、あと2回やったとしても、300人いかないわけですよね。今、山梨県民は80何万人いますけれども、有権者はもうちょっと少ないとしても、それが300人という数で、果たして開かれた県政と言えるのかと私は思うんです。20回といいますと、1カ月に2回やっていないはず。議会もあるからですけれども、もっと広くやったらいかがでしょうか。

堀内知事政策局次長 ひざづめ談議をどういったねらいで開催しているかということになって くるんだろうなと思います。ひざづめ談議というのは、まさに参加してくれた 人とひざを突き合わせて、懇切丁寧な意見交換をする。ですから、ひざづめ談 議の司会を私がしているわけですけれども、全員の方に思いを発表していただ く、それに対して知事が答えるということをねらいとしております。そもそも 対話というものは、大きくする意味と、このようなコンパクトな形で丁寧、密 接にやるということで、そもそもねらいが違うと理解しておりますので、私ど もとしては、ひざづめ談議をこういう形で続けさせていただきたいと考えてお ります。

小越委員 大きく皆さんから意見を聞くというのは、どういうことが考えられますか。 今の、選ばれた人たちが300人で、県民の何百分の1の方々が、それも1人2回か3回会う方もいますけれども、1回も会わない方もいますよね。当局の方が選んだ方しか行けなくて、傍聴もできなくて、終わったときに全部……、やっていることも知らないんですよね。開催されたということはホームページで公開されますけれども、そういうことが知事とあったということを多くの県民が知らないで、過去形で「やりました」と言っているだけで、それがやっぱり開かれた県政かと思うんです。この300人というのは少ない数字ですよ。その前のクイックアンサーでやっているって、今、クイックアンサーはどのぐらい来ているんですか。

堀内知事政策局次長 クイックアンサーは例年300数十件、今年度は、今のところ300件 を超えていますので、例年並みという状況であろうかと思います。

小越委員 前は、たしか最初のときには500件ぐらい来ていますよね。それがだんだ ん減ってきまして、ひざづめ談議をやっている、やっているといいましても、 多くの県民からは知事は遠いんですよ。多くの県民にとって、皆さんの声が届かないんですよ。そのようなことで、ひざづめ談議をやるのはもちろんですけれども、ほかの県でやっているタウンミーティングとか、もっと広く声をかけて、だれでも参加していい、どんな話でもいいと。それか、やり方もいろいろですけれども、この項目に絞って来てくださいとか、そういうことをしないと、開かれた県政ということにならなくて、選ばれし者だけが話ができるというのは、それは広聴広報にならないと思うんです。広くということにならないと思うので、もっと大きく、タウンミーティングなり、知事と語る集いというのを、毎日なんてやらなくていいですよ。ただ、何回かに分けて、地域も分けてやるということ、それは毎日毎月やらなくても、4カ月に一遍ずつとかやるのが筋ではないかと思うんですが、いかがですか。

堀内知事政策局次長 委員もおわかりと思いますが、知事は非常に多忙でございまして、知事のかわりと言っては何ですけれども、部局長が皆さんと対話する対話集会みたいなものとか、あとは、県政出張トーク、また現在140件ほどメニューを設定し、担当職員が行ったり、課長が行ったりして、意見交換をするという場も設けておりますので、そういうことを全体的に見ますと、開かれていると言ってもよろしいんではないかと思います。

小越委員

知事がそもそもここの県内にあまりいないということ自体が私はいかがなものかという気もするんです。県民の声を聞いてやるのが県政ですから、県知事がいつもどこかに行っているということ自体も含めて……。副知事もいるわけですよね。何ていうかな、選ばれし人だけと過去形でやりましたではなくて、広く皆さんに声をかけないと、いろいろな声が集まらない。この前、本会議でも知事が、「選挙中に回って歩いて、いろいろな声を聞きました」と言っていましたよね。選挙のときにしか聞こえないんじゃなくて、もっと日ごろから多くの方々から声をいただくという、そういう姿勢がないと、開かれてこないと思うんですよ。だから、ひざづめ談議も結構ですよ。だけど、選ばれし人だけを集めて、開かれたんじゃなくて、もっと大きく網を打って、もっといろいろな人の声を聞くという、そういう姿勢がやっぱりあってしかるべきだと知事に言ってもらいたいと思います。

(情報通信産業支援事業費について)

内田委員

ちょっと関連でいい? 少し戻ってしまうんだけど、ごめんなさいね。企16ね。そもそもこの情報通信産業支援事業費ができたのはいつなんですか。この制度は、一般の企業立地と同時にできたんですか。

寺本情報政策課長 情報通信関連事業立地促進費補助金は平成20年から認定を実施しております。

内田委員

何で私がこれを聞いたか。北口の関係で今、聞いているんだけども、結局、知事が当選して、前知事の方式から、北口の利活用を変えましたよね。表面的には多分変えたんだけども、図書館については変わらなかった。そして、前の知事さんが、あそこを生涯学習の拠点にするんだということをたしか言っていたんだよね、半分については。だけど、そこをITの関係の情報通信の関係の拠点みたいにしたいんだと言ったのが、多分そのころだと思うんだよね。19年に当選したんだから、おそらく20年ぐらいでしょう。

そうすると、それとリンクしてきているんだけども、さっき小越さんが聞い

たらば、5件、3件、3件とか、こう言ったでしょう。ここのところがまさに問題なんだよね。私がずっと言っているのは、もう情報産業というのは、少なくとも山梨県についていうと、右肩上がりみたいな時代じゃないんだよ。そういうときにあることを企画した。これも追随をさせた。企業立地も入れた。お金も使おうと思った。だけど、考えただけの企業は来てくれない。それで、予算もじり貧になっていく。こういう状況であるということは間違いないね。

これについては、後で私は所管で聞くからなんだけど、これだけ確認しておきたいんだよね。さっきも同じことを私、聞いたでしょう? 流れとして、予算が減ってきているんだよ。件数も減っているの。これは事実なの。そういう中で、職員さんが、「いや、そんなことはありません。知事さんが言っているように、情報についてはまだまだ今から復活して、山梨県なんか、情報産業で今から出ていきますよ」と思っているんですか。それだけ言ってください。どっち? そこが一番大事なところだよ。

寺本情報政策課長 予算とか誘致企業の数、企業が減少しているのは委員御指摘のとおりだと思います。山梨県において、情報通信産業が他の産業を抜いて、新たに大きくなる産業だというふうには認識はしておりません。ただ、産業振興ビジョン等にも織り込まれるものと思いますが、情報通信産業というのは、他産業の基盤といいますか、プラットフォーム的な要素を持っておりますので、山梨県において各種産業が振興するに当たっては非常に重要な産業であると認識をしております。

内田委員

せっかくだから、もう1点だけ聞かせてください。山梨県って、東京から、今、たしか特急で1時間半ぐらいだよね。リニアができれば、もっと近くなるかもしれない。とりあえず1時間半ぐらいで来られると。そういう、東京から近いという利点を持っている。でも、今や、仙台へ行くにもそのぐらいの時間で実は行けるんだよね。ここから行くんだったらば、多分ここから東京へ行くよりも早く行けると思うんだよね。そういう状況の中で、山梨県という県が、情報通信産業の拠点みたいなものを持つということによる競争力というのはあると思いますか。

寺本情報政策課長 他県においても、情報通信産業の集積地をつくろうという動きは幾つかありましたが、東京近郊でこういったことを考えているというふうには認識はしておりません。ですので、山梨県において集積地をつくるという目標を掲げたことに関しては、悪いことではなかったと思いますし、それに取り組むことには意義があると考えております。

計論

小越委員

新しい公共の予算が入っているのと、先ほど、産業集積のところで、8,000万円ぐらいで65人しかないということで、雇用のところにつながらないのはいかがなものかと思うので反対いたします。

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第33号 包括外部監査契約締結の件

質疑

内田委員

これもわからない部分があるので、教えてください。この契約というのは県で委託した公認会計士さんともちろん交わすということなんですけれども、実際に包括外部監査を実行するとき、この公認会計士さんがひとりでやるわけじゃないですよね。当然、その下に何人かの公認会計士あるいは税理士さんがついていますよね。契約の条項の中にはそれが入るんですか。つまり、だれとだれとだれが入るかというのは、契約の条項の中に入るんですか。

市川知事政策局次長 地方自治法に基づきまして包括外部監査は進めておりまして、そして、 1人の監査人だけで監査ができるものではございませんので、補助人を置くことができるという規定がございます。現在、補助人として10名の方たちが一緒になりまして監査をしているという状況でございます。その契約といいますか、それは包括外部監査人と補助人の間で交わされているということなので、県としては、包括外部監査人に監査の一式をお願いするという契約になっております。

内田委員

私、何でこれもまた言うかというと、実はたしか前年度だったかな、我々県議会議員の政務調査費についても、たしか監査が入りましたよね。私も直接ではないんですけれども、事務局を通じて包括外部監査人から書類を出すよう指示がありました。その中で、公認会計士、あるいは税理士さんみたいな資格を持っている人が何でこんなことを聞いてくるのかなと、そういうのが幾つもあったんですよ。だから、そういうところをチェックするのはどこがチェックするのかなと思っているんですよ。

我々にとってみると、非常にふざけた話みたいなものがいっぱい来たんですよ。こんなこと公認会計士をやっている人がわからないのかというものがあったんです。だから、私はそれは事務局との間で処理をしました。処理をしたというか、事務局を通じて監査人に伝えてもらったら、それっきり何も言ってこなくなったんですよ。そういう部分のチェックってできるんですか。この契約だと、1人の公認会計士さんと契約を交わして、その下で10人ぐらいが仕えてやるんだけども、その10人との間の契約はその公認会計士さんとのものだけなんですか。

市川知事政策局次長 補助人と県との契約というのはございません。監査人と補助人との契約 という中で進められています。

内田委員

ほかの議員も多分そういう思いをかなりしていると思うんだよ。たまたま政務調査費ということで議会の関係に入ってきたからなんだけども、こういうことは多分何年か1回にまた来るわけですよね。その年によって、部署を変えて入りますよね。例えば何を私が言っているかというと、私たちは政務調査費の中で例えば書物を買いますよね。そうすると、「こういう本が何で政治活動に必要ですか」とか、こういう書き方で来るわけですよ。

政治にかかわっている人ならばわかると思いますが、政治活動というのはものすごく広範ですよね。だから、そういう中で、例えば私が、社会的に問題があるようなある小説、書籍を買ったとしましょう。「何でこの小説があんたの政治活動にかかわりがあるんですか」ということを聞かれたときに、一政治家として、「何を言っているんだ。あなた、公認会計士として、いっぱしの職業

としてやっているんでしょう」と、そういうことを言いたいんですよ。

そういう部分をチェックするところがないじゃないですか。事務局を通じて何か言ったら、それっきり言ってこなくなったと、こんなふざけた話は、私はないと思うんだけどね。こうやって公費を使ってやるんだから、その部分をチェックするように改めるべきだと私は思いますよ。どうですか。1年ごとの契約でずっと続けていくんでしょう?

市川知事政策局次長 包括外部監査につきましては、毎年実施をしていきます。そして、その テーマにつきましては監査人が選定することになっておりますので、またこれ からどういったテーマになるかというのは、今の段階ではよくわかりません。 そして、その前の、いろいろな質問があったということでありますけれども、 いろいろな形で質問するということはもちろん許されているわけですけれど も、その内容について、今のところではチェックということは県としてはして おりませんので、適正な監査をしていただきたいということで監査人のほうに お願いをしたいと思います。

内田委員

私が言っているのはそういうことじゃないんだよね。要するに、議員さんたちはそれぞれ自分の政治活動をしているわけですよ。政務調査費というのは、まさに議会活動とかそういうことに使う、認められたお金なんだよね。そういう中で、私が議長のときに、1円以上すべてについては領収書を添付するんだと、そういうことも決めて、今、きているわけですよ。

こういう中で、公認会計士さんとか税理士さんという、ここへ出てくる人は、まさに県から委託を受けて、契約でその仕事をするわけでしょう。そういう資格を持った人たちが、我々が考えても、こんなことは常識で考えたってわかるだろうという、そういうことを一つ一つ細かに聞いてくる。だから、私はその本人に、説明するから、私のところへ来るようにと言ったんですよ。ところが、来ない。そして、事務局を通じて言ったらば、それでオーケーになったのかどうか知らないけれども、とにかく来なくなった。

そういう状況があるから、これは次に議会がそういうのに選定されるかどうかということを除いて、どこがやってみても同じだと思うんですよ。要するに、包括外部監査といってこうやって来るんであれば、職業人として一般的な良識は持ってこれに臨んでもらいたいということを言っているんです。そういうチェックができない。だって、実際できないじゃないですか。監査人との間ではできるけれども、実際は監査人ではなくて、仕事としては、その下でやっている人たちが直接かかわっているんですよ。その人たちのほうがほんとうは重要なんですよ。そういう部分とかかわりがないじゃないですか。契約自体はそこにいちゃもんをつけるわけにいかないんでしょう? その辺を改めるべきだと言っているんです。私が言っていること、わかるよね。よく伝えてください、こういうことがあったということ。

市川知事政策局次長 ただいま御指摘いただきましたことは十分に理解しております。それで、 包括外部監査人は監査対象施設すべてのところに行っておりまして、そして、 包括外部監査人プラス1人とか2人の補助人がつくような形で監査をしており ますので、包括外部監査人に今のことをお伝えしながら、適切な監査をしてい ただきたいという形で進めていきます。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第 21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての ま 原東原の 1 及び 9

の請願事項の1及び2

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)

小越委員 ぜひ採択をすべきだと思います。この議会をもちまして、4月29日で私 どもの任期が終了するわけです。これをこのまま採決しないで、継続なり留

保するとなりますと、この請願に対して議会が責任を持って審議したのかということを問われてしまうと思います。この請願を採択すべきですし、留保とか継続ではなく、この場でやはり採決、賛否を問うべきだと思います。この請願に対してこの間議会は何をしていたのか、審議をしたのか、どうなっているのかとかも含めて説明がつかないと思います。私は採択すべきだと思

います。

討論なし

採決 賛成多数で採否を留保するものと決定した。

※請願第 22- 4 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を

求める意見書の採択を求めることについて

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)

小越委員 採択すべきであると思います。留保というのであれば、留保の理由をぜ ひ述べていただきたい。これは議会に対して請願を出して、議会としてど うするかと判断を求めているのに、それの判断をどうするかを、審議を、 判断を放棄するということになりますと、議会としての責任が問われるん です。継続とか、バツとか、丸とかじゃなくて、なぜ留保するのか、その

理由はやっぱりここで公にしないと請願者に失礼だと思います。採択して

ください。

討論なし

採決 賛成多数で採否を留保するものと決定した。

※所管事項 質疑

(米倉山太陽光発電施設について)

前島委員 我々もこの議会が任期最後でありまして、この4年間を通じて、1つの事例 が出て、今度の新しい予算の中にも債務保証問題が出ておりますが、出資法人 である土地開発公社が多額な負債を抱えて、事実上破綻ということに立ち至っ

> その処理の一環で、例えば先ほどの発言、意見がありましたけれども、東京 電力に、御承知のように、米倉山の土地を無償貸与して、そして、このことに

たことは、非常に重く受けとめていかなければいけないと思っています。

ついて、国並びに県も多額のまた、そのための、太陽光発電に対する基盤整備 にも県費を投入した。

ただ、私は、県の普通財産をお貸しする場合、無償で貸す歴史というのは初めて体験したんです。私は県議会議員になって長く経ちますが、企業に対して県の普通財産を無償で提供するということは初めてです。企業とは営利を基本とする会社であるということですよね。そこに無償で提供したというのは異例の出来事だということを執行部も認識しておいていただきたいと思うんです。いわゆる知事公舎も学術研究のために山梨大学に無償で提供したと。この2つが、県有財産を無償で提供した事例です。私たちは、企業に無償で提供したということについては、重く受けとめていかなければいけないよということをつけ添えさせていただきたいと思っています。

私は、米倉山を活用していただくということについては理解を示しました。しかし、東京電力さんが売電を始める時期、売電で収入が入る時期には、土地開発公社の多額の負債、金利だけでも補てんするために、安くてもいいから、賃貸料をもらうといった何らかのことを交渉の道のりとして考えておいてほしいと。一方側では、電気を売る収入があるわけですね。そういう段階になったときには、やはり少なくてもこの大きな負債の金利分だけでも応援を求めるような再交渉が必要ではないかと思います。あるいは、賃貸料を少しでもいただくような交渉、このことはこれに踏み込むときにも私の持論で主張しておきました。今回は4年間の総括の委員会でありますので、ぜひこのことについてどうか重く受けとめておいてもらいたいということを申し添えさせていただきたいと思っています。

その点について、今、なかなか答弁しにくい部分もあると思うんだけども、 お答えできる範囲で結構ですが、御意見があったら、答弁があったらぜひお願 いいたしたいということです。

中澤企画県民部長 ただいま委員からお話がありました米倉山の問題につきましては、ずっと 長い間、どうやってそこの活用策を探っていくかということで、議員の先生方 にもお力をいただきながら、いろいろなことを考えてまいりましたけれども、 なかなか良い案がなく、債務の処理だけが残って、県民にとっても、県民の負 担といいますか、非常に県民に責任を押しつけるような形になっていたわけで すけれども、たまたま東京電力と共同事業という形で新しい事業が開始できる ということで、太陽光発電所を建設するということになりました。

そういったことで、共同事業ということでもありますので、米倉山の敷地につきましては無償で提供して、一緒に事業をやると。その後、企業局を中心に東京電力と交渉していただいて、環境価値に相当する部分の一定の部分については、県にいただけると。今、額は承知していませんけれども、いただけるということになっております。

御案内のとおり、太陽光の発電というのは非常にコストがかかるものですから、もちろん電気を売るんですけれども、そこに利ざやが出るという現状ではまだないようなことも聞いておりますので、どの程度のものが環境価値分として県にいただけるのか、今、詳細は持っておりませんけれども、前島委員のおっしゃったように、当然、県民に対しての説明責任もあると思いますので、できるだけ県としての収入になるように、また企業局とも連携して努力してまいりたいと思っています。

内田委員 今の前島先生の議論なんですけれども、たしか予算特別委員会のときに、知事とこの議論をしていると思います。そのときに、確かに共同事業という言葉

の使い方は、県が45ヘクタールの土地を提供する。そのかわり、工事は東京電力がやる。電気は東京電力が売る。売った電力の売掛代金といいますかね、そういうものは当然、東電が自分のところで手に入れるんだけども、そのうちの、あの当時で、たしか2,000万円ぐらいというような記憶が私の中にはあるんだけども、年間そのくらいのものが県に入ってくるんじゃないかと、これは企業局との話の中でたしか出た数字だと思います。

私がそのときにやった議論は、あのときにたしか、リニアが抜けてくるときぐらいまでだという話だったんですよ。だから、当然、契約は何年契約というものがあるはずですよね。そのときに、返してもらうなり、あるいは撤廃してもらうなりということができるということだと思うんだけども、私はそのときも言ったんだけども、その十何年間の中で、米倉山の利用みたいなものがもし出てきたときはどうするんですかと言ったら、それは答えがないんです。だって、そういう場合だってあるわけでしょう。10年たって時代が変わったときに、あの米倉山をどうでも必要として利用したいという企業が、もしお金も出しますよと出てきたときはどうするんだと言ったら、それは答えはないんです。そういう契約をしているんですよ。

だから、米倉山を塩漬けの土地としてずっときたと。それを脱却する方法としてはいいかもしれない。無償提供したのもいいかもしれない。だけど、それ以上のものが出てきたときに、すぐにそれを変えることができるかというと、できないんですよ。なぜか。相手があるからできないんですよね。当たり前のことなんだけど。今、そういう状況なんですよ。

だから、私がさっき言ったように、県民には何かすごくいいことのように思えているけれども、実際はそうじゃないよと。80数億円のさっきの短期貸付の部分だって、決着しているわけでは何でもないんですよ。利息が払えないから、県が肩がわりをしてやっているだけのこと。それも、県みたいな、会計年度があって、4月1日から翌年の3月31日までの1年間であれば、帳じりを合わせればできますよという会計をやっているからできることなんですよ。そうですよね。銀行から1日か2日分の利息でお金を借りるわけでしょう。だけど、4月1日には県から金が入ってくるから、それで返せるわけだ。そういうことを限りなく続けていくわけでしょう、今から。それがあるからできるということですよ。そうでなければ、金利負担なんかできないじゃないですか。そういう中で今があるということをよく認識してもらいたい。

だから、さっき前島先生が言ったことに対して、それは共同事業だからって、そう言うけれども、共同事業であろうが何であろうが、今までの土地利用ということから脱却はできたけれども、それでオーケーということじゃないはずです。さっきも同じことを言っているから、そこのところをよく認識をしてもらいたいと思います。

(北口県有地の利活用について)

内田委員

私は、さっき補正のときにも、予算のところで聞きましたよね。何でそれを聞いているかというと、やっぱりもう情報通信産業であそこに基地をつくるという時代は私は来ないと思っている、個人的にはね。そういう中でこの議論を私と知事でやると、知事は何て返したかというと、あそこを利活用する道が今のところないんだと。だから、逆に言えば、内田さんたち、議員さんたちが考えてくれと。

私は違うと思うんだよね。それをやるのはあなた方だと言っているんですよ。 だって、知事に仕えているわけでしょう。知事は選挙のときの公約で掲げて当 選してきているんですよ。今回は、残念ながら、知事選の重要課題の中に北口 は入れていないんですよ。明野の処分場、境川の処分場、それから、射撃場、この問題は入れているけれども、残念ながら、北口の問題については触れていないんです。触れていないということは、多分、本人の中でも触れられないという状況があるからだと思います。そういう中で今があるんですよ。

私は本会議でも言ったんです。幾つか提案もした。だけど、それには全く振り向く気配はない。企画の中で、あそこを何か利活用する道はほんとうにないんですか。今まで考えたこともないのかどうか。私は燃料電池の関係で何かあるんじゃないの? と言ったけれども、それもない。知事が「利活用の道はありませんから、今のところ、あそこは駐車場にしておくんですよ」と。それだったらば、山梨県の職員もみんな能力がない、知恵がないということになってしまいますよ。それでいいんですか。

橘田企画課長

北口の県有地は、用途指定ということでは、甲府市の都市計画区域になっておりまして、商業地域とか防災地域になっておりまして、建ペい率が80%、容積率が600%という、非常に高度利用が求められているという県有財産でございます。そういう高度利用を求められている場所であるということが1つございます。

それから、厳しい県の財政状況の中で、民間の活力を活用した上でどのよう に利用していくかということを考えているということでございます。

それから、甲府駅の南口については、商業ゾーンとか、そういうような分類がされていまして、北口につきましては、文化とか情報ゾーンという組み立てで整理をしていくのがふさわしいのではないかと。こういう組み立ての中で、今、どういうものがいいかということで、今まで高度情報化拠点の整備をしていく、それで、活用していくんだという方針できております。

したがいまして、マニフェストの中にはないということではございましたけれども、民間の活力を導入する中で、今、不動産の開発の意欲が非常に低下していることなどがございますので、一時凍結をしているという状況でございますので、これまでの方針を継続していきたいと考えています。

内田委員

南口は商業ゾーン、北口は文化だとか情報ゾーンって、それ、だれが決めたんですか。課長が決めたわけじゃないよね。それがよろしいではないかということはだれが決めたんですか。

橘田企画課長

甲府市の区画整理事業の中の方向性の中で、北口のあの辺は文化・情報ゾーンとして整備していくのがふさわしいということになっていると承知しています。

内田委員

これは、私、この間の本会議の関連質問の中でも言ったんだけども、まさに そうなんですよ。あれはシビックコアという、甲府市と、もう1つはたしか、 あの当時の鰍沢町だと思うんだけども、2つがそういう指定を受けたんだよね、 シビックコア計画みたいなの。だけど、鰍沢町のほうはとんざしてしまった。 そういう中で甲府市がたしか主導したんだよね。

その中で、私は事あるたびに、甲府市と県とのコミュニケーションがものすごく不足していると言っている。それは甲府市の職員から私、直接も聞いている。そういう中で、やっぱり今があるんだと思う。だから、南口の修景計画の中でも言ったんだけども、もともとグランドデザインみたいなものがないんですよ。もともとがない状態で、シビックコアと。シビックコアというのはあの一部だけですよ。だから、そういうものをスポットスポットでやる計画はある

んだけども、ほんとうに大事なのは、その上部に位するグランドデザインなんですよ。そういうものがない。

そこで、私はもうこの場でこれを言っても元には戻らないんだけども、甲府市の市役所というのは、もう取り壊してしまったんですよね。実は甲府市役所は耐震建築の権威の、私の地元の内藤多仲博士の設計なんです。甲府の市議会議員の人たちがどういう判断をしたか知らないけれども、何で内藤多仲先生があれを設計したか。実はほとんどお金ももらわないで設計したらしいんですよ。何でやったか。理由があるんです。それはなぜかというと、趣意書というのがあるから。なぜかというと、あそこはもともとは甲府城のお堀なんです。泥沼の沼地なんです。だけど、その中に結構石がごろごろ転がっている。コンクリートパイルが打てないんですよ。コンクリートパイルを打たない状態で鉄筋の建物を建てたのね。実はそういう工法があるんです、沼地に船を浮かべるという工法が。それを内藤多仲先生はとったわけ。

何でそんなことをしたかというと、将来、関東大震災に匹敵するような地震が必ず来る。そのときに自分が設計した建物がもつかもたないかということも試したいということがあったんです。ところが、甲府の市議会のサイドの人たち、あるいはあの人たちは何をしたかというと、最初は何で市役所を建てかえるのかといったらば、耐震性がないと言っていたんですよ。ところが、多仲先生の設計、趣意書も出てきたということがわかった瞬間に、理由を利便性と切りかえたんです。あの場所でなければ、甲府市民の利便性がなくなってしまうと。耐震性ということを言わなくなった。なぜか。世界的な権威の先生が設計したものだからです。すりかえたわけです。

そこで、遂には取り壊してしまいましたよね。つまり、内藤多仲先生の趣意からいうと、あそこを市役所として利用しなくても、建物としては残して、何らかの形で関東大震災級の地震が来たときに見てもらいたいと、それが趣意ですよ。だけど、それができなくなったでしょう。なぜできなくなってしまったかというと、やっぱり甲府市の、あそこを建てかえるについての県とのやりとりも多分ないはずですよ。そういうものもない。県民の声を聞くこともない。ましてや多仲先生が設計したなんていうことも知らない状態で取り壊してしまったんです。だから、物事というのはすべてそうだと私は思う。終わってから、取り壊さないほうがよかったじゃないかということがいっぱいあるんです。

だから、今回も私は、ものすごく大事な時期だと思う。南口の修景計画も今、まさに策定をしなければならない。そのときに一番大事なことというのは、3年先、5年先じゃない。甲府市というのは多分残ります。道州制が来ても、私は市は残っていくと思う。そのときに、山梨県という県はなくなるかもしれない。だけど、観光客がリニアで来るか中央線で来るか知らないけれども、甲府の駅におりたときに……、だって、みんな言っているじゃないですか。山梨県の売りは自然だといつも言うじゃないですか。富士山と八ヶ岳と南アルプスだと言うじゃないですか。おり立ったときにこれが見えるかどうかというのは、それがまさにグランドデザインじゃないですか。生かせないじゃないですか。そういうものを私はつくるべきだと言っているんです。

そこで、今度は北口のほうへ移るけれども、北口の問題も私、全く同じだと思う。今、あそこに何をするかというのは、ものすごく大事なことだと思う。将来、甲府城がつくられるかどうかもこれもわからない。そういう中で、もし将来、天守閣みたいなものがつくられたときに、多分、来た観光客がこっちを見ると、高層ビルが、マンションがありますよね。こっちを見ても紅梅ビルがある。こっちを見てもある。「何だ、山みたいなものが見えなくなっちゃったじゃないの」と多分思います。そういうものを今つくるべきだと私は思ってい

るのね。

だから、甲府の南口のほうについても、ちゃんとした計画……、さっき、北口は文化と情報ゾーンだとか、こっち側は商業ゾーンって、そういうレベルじゃないんだよね。もっともっと大きい、甲府市そのものとしてどうやっていくかという計画をまずつくっていかなければ、後悔するときが私は来ると思うんだけども、どうですか。部長、そのことについてどう思いますか。

中澤企画県民部長 なかなか難しい問題ですけれども、確かに山梨県、甲府盆地の売りというのは景観とかそういったことだと思いますから、都市計画をするに当たっても、あらかじめそういったことに配慮していろいろなことをやっておくことが必要だとは思っております。金曜日に副知事も答弁をしておりましたけれども、現在は甲府市と県の部長クラスで会議を持っておりまして、最近は意思疎通というか、そういった情報交換が頻繁に行われるようになってまいりまして、それぞれの課題等も検討を始めて、お互いに共有しているような状況でございまして、これからの施設整備とかまちづくりにおいては、整合性がとれて、かなりうまくやっていけるんじゃないかと思っております。

内田委員

北口の土地開発公社が持っていた駐車場、山日グループさんと交換したというか、売るというか、そういう形にしましたよね。あのときも私は実は甲府市に情報公開をしてほしいと、そういう請求までして、だれとだれがどこの土地を持っていて、どういうことかというのも全部出させたんですよ。

そして、あれは何とか会議というんですけれども、何回か会議が開かれて、 最終の会議があったのが、ちょうど郵政の選挙の真っただ中だったんです。私 は候補者の事務局長みたいな役をやっていたから、もう事務所へ張りついてい たから、その会議があったということも知らなかったんです。その間に最終決 定をされて、あの山日の土地を県が取得しましたよね。あの辺も全部決まった んです。そのかわり県は、4層の土地開発公社が持っていた駐車場は山日のほ うに交換で渡したわけでしょう。

ところが、考えてみれば、図書館をつくっても、駐車場は必要なんでしょう。 結局また駐車場をつくるわけですよ。すごくばかげたことをやっているんだけ ども、そういうこともやってきたんだよね。そのことを前県政の時代にもやっ てきたんですよ。

そういう中でまた今があるんだけれども、だから、そういう経験もしてきて、 私は、職員の皆さんがどういう感じに思っているのかというのをすごく不思議 に思うんだけども。駐車場をつくって何年かしかたっていないのに、その駐車 場を山日が欲しいと言うからそっちへやったと。だけど、自分のところは、山 日の土地をもらって、そこを一体化して図書館をつくって、また駐車場をつく りますと。そういうことを今まさにやっている最中ですよ。そうですね。

もっというと、私が土地開発公社に、何でこの駐車場をつくったのか、駐車場をつくった目的は何だと聞いたらば、将来この県有地を生かす時代が来ると。そのために備えて駐車場をつくったということなんですよ。そうでしょう。それならば、まさにその利活用する時期が来たんだから、その肝心な駐車場をよそへやってしまうことはないでしょう、だって、考えてみて。そういうことをやってきたんですよ。

私はひとりで抵抗しましたよ。私はそのときに総務委員長をやっていました。 総務委員長は意見が述べられないから、副委員長に任せて、自席でやったんで す。だけど、残念ながら、甲府市の出身の議員さんもいたけれども、委員さん の中でだれひとりとして私のバックアップをする人なんかいなかったですよ。 今までそういうこともあったんですよ。だから、議会だとか政治の世界って常にそうなんです。そういうことを私は経てきて、今回去っていく人間だけども、これだけは改めていってもらいたいなと思う。

今、一番大事な時期だから、ぜひグランドデザインを知事にかいてもらいたい。その先導にまさに副知事さんに立ってもらいたいという意味で、私はこの間質問したんですよ。そのために副知事っているんですよ。庁内をまとめる。甲府市との交渉も副知事がやる。そのくらいのことをやってもいいと思います。そういうことをぜひ私はやっていってもらいたいと思う。そうしないと、道州制の時代が来て、たとえ甲府市が30万の時代が来たとしても、やっぱりそのときにかくたる都市としては生き残っていけないと私は思う。今、そういう一番大事なときだと思っているんだけども、どうですか。

中澤企画県民部長 これから、北口も南口もいろいろな開発がされてくると思いますので、都 市計画上の観点、あるいは甲府市と県との整合性の観点、そういったものをし っかり心に刻んで、これからの施策に取り組んでいきたいと考えています。

内田委員 それはそれでいい。

そこで、今度はもうちょっと身近な問題で、北口の利活用です。まさにあそこの利活用になんだけども、私は、さっきから寺本課長にも何回も言った。あなたはどう考えますかということまで聞いた。総務省から来ている人だと思うんだけども、外から入ってきた人にも私、聞いてみたいと思うんだよね。

そこで、さっきから何回もずっと聞いたんだけども、情報産業について、私は右肩下がりになっていると思うんだ。私が、たしか2年ちょっと前の12月の議会の直前に全員協議会が開かれて、そこで、ある議員が言い出したんですよ、あの問題は。そして、バーンと出てきたんだけども。その次の年の12月の議会で、凍結をしたらどうかと言ったら、そのときの知事の答弁は、「凍結なんかしない。私はまだあそこはそういうものがあると思っている」という答弁だったんです。ところが、年が明けたらすぐ、凍結と出したんですよ。一時凍結としますと。そして、今、もう2年以上たっているんですよ、実際は。

そういう中で、その問題は知事選の争点の中にももちろん入れたくないから 入れなかった。という流れで来ているんだけども、企画課長、あそこを何に利 用したらいいと思いますか。職員として、それは責任があるよ。

橘田企画課長

先ほどもお話をしましたけれども、容積率が600%という高度利用が求められているところですから、情報化産業を集積するということが大事でして……。

内田委員 まだ情報化産業と言うの?

橘田企画課長

ええ。そこに集積をしてやるということは、情報産業の皆さんがそこに集まってくるということです。ですから、そうしますと、そこでいろいろな情報のやりとりができるということで、それが今までの方針なんですけれども、これまでの方針を継続していきたいと考えております。

内田委員

課長みたいな人は優秀な職員と言うのかもしれないけれども、私は、あなたとは明野や境川の廃棄物最終処分場の問題でもかなりやりあって、境川の問題については、この間私が本会議で、「課長が」と言ったんだけども、あの環境整備課長は、今の課長ではなく、実はあなたのことなんですよね。あなたがあ

そこを97億円ぐらいかけるということを土木森林環境委員会の場で言ったんだよね。それを私は言ったんですよ。だけど、今現在はその境川についても、規模は縮小だと。もっというと、知事の中には、あるいは最終処分場は要らないなと思っているかもしれないんですよ。実はそういう状況まで今、きているんだね。

だから、そういう中で、情報産業なんかにこだわるんじゃなくて、そして、企業立地とか企業誘致なんていう時代じゃないというほうにぜひここは切りかえるべきだと思う。多分、職員の中でも、あそこを企業誘致でなんて思っている人は、私はほとんどいないと思うんだけどもね。そういう議論をここでしましょうよ。知事がそう言っているからそのとおりですなんていうことを言っていたんじゃ、知事のためにも私はならないと思う。

橘田企画課長

お言葉ではございますけれども、これまでの方針を継続していきたいと、担 当課長としてはこう申し上げたいと思います。

内田委員

じゃ、提案だけしておきましょう。容積率だとか、あるいは建ペい率と言いましたよね。建ペい率が80%、容積率が600%ですか、そういう規制があると。その規制については変えるということはできないんですか。できるよね。

橘田企画課長

今、そういう規制がありますので、今の規制の中でやっていきたいと考えています。

内田委員

私はその規制を変えるほうが全然重要だと思う。そうすれば、利用する道も考えられるんですよ。私なんかは個人的には、今、あそこが多分半分以下の面積になったからなんだけれども、例えば農産物をだれでも売り買いができるような場にするとか。なぜそんなことを考えるかというと、施設にお金がかからないんですよ。わかります? 施設に金がかからないけれども、人が寄ってくる可能性はものすごくある。そういうものに利用したほうがはるかにいいと思うんだよ。そういう提案も実はしたんですよ。そういう提案も何回もしているんです。そういうことにシフトチェンジしたほうがいいと思う。

山梨県というのは基本的には農業県なんだよね。そういうことも考えて、もっとフリーに利用できるような方向に方向転換していったほうが私は絶対いいと思う。もう企業誘致とかということは考えないでいたほうがいいと思う。そして、できるだけ設備にお金なんかかけないほうがいいと思う。何十億とかというお金なんかはかけるべきじゃないと思う。今から何十億とかというお金をかけたものは、絶対に戻ってこない。そう思っても間違いと思う。それは提案として、心の片隅に置いておいてください。

(経済財政会議について)

小越委員

ちょっとお伺いします。経済財政会議に関する予算が当初予算案の中にありませんでした。横内知事が1期目のときには経済財政会議をして、そこからいろいろな政策課題を出していくような形だったんですけれども、今期2期目は、経済財政会議はつくらないという方向でしょうか。それはなぜなんでしょうか。

松谷政策参事

委員の御質問でございますが、経済財政会議は行財政改革や産業経済に関することということで知事が座長となって、有識者の皆さんに意見を提言いただくという会議になります。これにつきまして、特に行政改革大綱はこの会議において論議をしてきたという経緯がございます。そうした中で、行政改革を中

心に多くの意見をいただいて、成果も大きかったものと考えております。ただ、この会議の目的である一部が、今後、2期目というか、来年度は、他の審議会に議論が移るということがありまして、終了とさせていただくこととしたものです。

小越委員

終了ということは、もう経済財政会議の意見ではなく、例えば職員の皆さん、 議会、それから、審議会、県民の皆さんの声を聞いてやるということですね。 今まで、この経済財政会議がどうも主導して、いろいろなことを考えて、議会 にかけたり、提案してきたという印象があるんですけれども、この経済財政会 議主導というのはやめるということでいいんですね。

松谷政策参事

先ほども目的を申しましたが、経済財政会議は、有識者の皆様から提言をいただく、意見交換をするという機会で、それが施策につながっていくような有意義な意見をいただいていると考えておりますが、経済財政会議の提言によって、政策が推進されていることでもないと考えております。

小越委員

でも、これまでの経過を見ていますと、知事が座長ですから、経済財政会議にまず諮って、座長の知事が考えていることを有識者の皆さんに問うて、それを返してもらって、政策課題につなげていたという経過なんですけれども、もうそれはやめて、職員の皆さん、議会と県民の皆さん、各審議会の皆さんと知事が一緒になって考えるということで、どなたかが来て、それを誘導するということはもうやめるということでいいんですよね。経済財政会議をやめるということはそういうことですね。

松谷政策参事

委員のおっしゃるように、経済財政会議が誘導するとは考えておりません。 今後、経済財政会議の意見をいただく機会はなくなりますが、来年度、新たな 行動計画を策定することとしております。これまで行政改革大綱は別の計画と してつくってきましたが、新たな行動計画の中では、行政改革についても行動 計画と一体として推進していくという考え方をとるということにしておりま す。

そのために、これまで経済財政会議で提言をいただいてきた内容については、総合計画審議会の中に特別な部会を設けまして、そこで審議をしていただくという考えでおります。ですから、確かに経済財政会議という有用な機会がなくなるということは事実でありますが、それにかわる審議会など、協議の場はあります。それから、県民の声をいただくのは、既存のシステムを利用して実施していきたいと考えています。

小越委員

私はやめる方向でよかったと思っています。経済財政会議が上位にあるような感じでしたね、今までの中で。総合計画審議会やいろいろなものがある中では、なぜ経済財政会議がこの場に置かれるのか、この話が横内知事のときから始まったんですね。これはやめるということで、私、ちょっと安心したというか、よかったと思っています。

(行政評価アドバイザー会議による外部評価について)

小越委員

次に行きますけれども、今年度、事業仕分けをオープンな形でされたと思うんですけれども、事業仕分けの中で、廃止とか、3段階に3人の先生方が評価いただいたと思うんですけれども、その事業評価の結果が、来年度の予算の中にどのように反映されているのか、あそこで評価されたものが廃止とか、継続

とか、縮小とかとあったんですけれども、それが来年度予算にどのように反映 されているのか。あそこで廃止になったものはすべて廃止になっているのかと か、その結果の説明をお願いしたいんですけれども。

市川知事政策局次長 行政評価アドバイザー会議におきまして、外部評価を実施したということであります。外部評価では、42の事業と5つの公共施設の評価をやっています。まず、事務事業についてなんですけれども、当初予算は骨格予算として編成をされましたので、アドバイザーが評価した42事業のうちの4事業については6月補正で議論されるという形になっております。それ以外の38の事業のうち、アドバイザーから見直しの必要性がある、廃止だとか、要改善という指摘があった事業が31事業ございます。この31事業のうちの29事業について見直しを行ったところです。

主な反映の内容としましては、廃止の事業が6事業、それから、一部廃止が2事業。それに休止とか、他の事業と統合といったような事業が4事業ございまして、削減額としましては2,200万円余りになっております。

それから、公共施設については5施設実施をしております。そちらは、まきば公園、笛吹川フルーツ公園、それから、美術館、博物館、考古博物館の5施設すべてに見直しの必要性が指摘されました。共通している指摘は、利用者の増を図るといったようなことでして、そして、来年度に向けまして、これらの指摘事項を十分に踏まえた見直しを行うこととしております。

くだもの館とトロピカル温室の廃止を指摘されました笛吹川フルーツ公園におきましては、来年度にリニューアルのための計画、設計を行いまして、24年度には改修工事を実施する予定になっております。それから、維持管理コストの削減を指摘されました博物館でありますけれども、庭園管理費についての指摘を受けていたわけですけれども、来年度は1,300万円余り削減するという結果になっております。

ですから、アドバイザーのほうから廃止という形で指摘をされたものについてはすべてそれを反映したということになっております。

小越委員 ということは、アドバイザー会議で廃止と評価されると、大体、次年度の予算で廃止になるという、そういう道筋というか、ルートが確立されてきたと思っていいんでしょうか。

市川知事政策局次長 アドバイザー会議での結果というのはあくまでも参考資料にして、その 後、県としての予算編成に取り組むということであります。ただ、本年度につ きましても、アドバイザーの指摘を十分に検討した上で予算編成に臨むという 編成方針もありましたので、十分な反映という結果になったということであり ます。

ですから、例えば来年度同じような形でやって、廃止と評価された事業等がすべて廃止になるとは言い切れませんけれども、十分に予算を編成する上での参考の資料になるということは間違いないと考えております。

小越委員 そうしますと、進路選択学生支援事業とか、障害者の社会適応などの事業が アドバイザーから縮小とか廃止と評価された場合、その評価どおり廃止になっ たりするんですか。今年度の状況を見ると、評価どおりそのまま廃止になった りしているのが多いわけですよね。そうしますと、先ほどの来年度予算のとこ ろにも行政評価の予算が入りましたけれども、来年度もそのような形で、アド バイザー会議も含めて、オープンな形で、先生方に来ていただいてやるという 方向ですか。

市川知事政策局次長 今回のアドバイザー会議では、アドバイザーには事前に十分に時間をかけて事業のそれぞれの内容を研究していただいて、理解をしていただきました。そしてまた、現地にも何度も行くなど、ほんとうに時間をかけていろいろな形でやっていただいたということから、効果的な評価をいただくことができたと考えております。また、評価結果も、今申し上げましたような結果が出ておりますので、来年度も引き続き、同じスタイルでアドバイザー会議をやっていきたいと考えております。ただ、幾つかやはり改善点などもありましたので、そうしたことを踏まえた上で、アドバイザー会議を続けたいと考えております。

小越委員

そのアドバイザー会議を来年度もやるということになりますと、アドバイザー会議で3人の方々が出された結果を尊重というか、それを参考にして、それがかなり反映された予算になっていくとしますと、アドバイザー会議で廃止と評価されたら、ほぼそこで廃止になるということになるのであれば、事業をチョイスする、どれを評価のテーブルにのせるかというところは、それはだれが、いつ、どうやって決めるんですか。

市川知事政策局次長 事業の選定につきましては、今年度も県民の皆さんに関心のある事業ということで、アドバイザーの皆さんは県民の視点をいろいろ持っているということで、ある程度、施策ごとに絞ったものの中から、アドバイザーの皆さんに選定をしていただいています。ですから、県のほうで恣意的になんていうことは決してあってはならないことですので、どういった分野をやっていくのかというのは今から検討していくことなんですけれども、あくまでもアドバイザーの皆さんに対象の事業は選定していただきたいと考えています。

小越委員

アドバイザーの人たちはだれがやるのか、その時期と、その人たちが任命されて、委嘱された方々がこの事業をというのは、いろいろ知っていらっしゃる先生方だから知っているかもしれないけれども、数多くある山梨県の事業すべてをみんな洗い出しをやっていくわけですよね。それはどのぐらいの期間をかけるんですか。かなり時間を割いてもらうんですけれども、そのタイムスケジュールはどうなっていますか。

市川知事政策局次長 事業の選定につきましては、全部の事業を先生方に、「さあ、どうでしょうか」なんて言うわけにはやはりいきませんので、ある程度、先生方に、こういう分野、こういう分野、こういうものがありますけれども、その中でどういうものを対象にしたらいいでしょうかということをまずは相談をさせてもらいたいと思います。そういうところで分野が絞られた中で、また個々の事業などを見ていただきながら選定をしていただくという形を考えております。時期は、今回は9月の初めに公開で会議をやりましたので、やはり予算に反映させるということを考えますと、そのくらいの時期に会議を開催したいと思います。それを逆算していくと、5月ぐらいまでには事業の選定をしていきたいと考えています。

小越委員

例えば、今、話がありました情報産業とか、この議会の中でいろいろ、私たち議員の中から出されている事業、これはいかがなものかとか、これはやめたほうがいいんじゃないかと今、この中でも話が出ました、米倉山の話も、情報産業の話も、そういうものも含めて選定するということにはならないんでしょ

うか。議会でも議論しているんですけれども、どうもアドバイザーの方々が言ったほうが、即刻そのままストレートに反映されていくような印象を受けまして、それはどうなのかなと思います。議会の中の論議がなかなか生かされずに、アドバイザーの皆さんが言ったのがそのままストレートに予算に反映されるということなると、どちらがどっちなのかという気がするんですよね。だったら、今、こういう論議が、かなり政治的なものもありますけれども、そういうものも含めて、アドバイザー評価にのるんですか。

市川知事政策局次長 このアドバイザー会議の対象にする事業は、あくまでも事務事業と、例 えば公共施設などの形になります。ですから、今こういう議論をしているもの が、そういう俎上にのるのか何なのかというのは、ここでは何とも申し上げら れませんけれども、今は事務事業の中から選定をしていきたいと考えておりま す。

そして、アドバイザーはあくまでも県民の視点を十分に反映していかなければならないという、それは基本として持っていることですので、アドバイザーが選定する事業は県民の皆さんの意見を反映させていると理解しています。

小越委員

アドバイザーの先生方をどなたにやってもらうかなんですよね。どの先生がよいとか悪いとか、私は評価する立場にはないですけれども、アドバイザーがなぜこの3人なのか、そして、その先生方が県民の意見を代表していると言えるかどうかということも含めてやらないと、そのアドバイザー会議が正しいというか、すべてそれがオンリーになってしまいますと、ちょっとしたときに変な方向に行ってしまう可能性があると思うんです。

あくまでアドバイザー評価は、それは参考意見であって、それがそのままストレートに反映されるというのはやっぱりやめていただきたいし、どういう事業を選ぶのかというのをかなりこちら側がしないと恣意的になってしまう可能性もありますし、そこはもっと洗練してしっかりしないと、アドバイザー会議そのものも評価していかないと、逆の方向に行ってしまうおそれも私は心配なんです。国の事業仕分けを見ましても、これは当然だというのと、なぜこれはというのと、なぜこの人たちが論議しているんだというのも含めて、県民に対してやっぱりしっかりしないと透明性が確保されないと思いますので、ぜひそこは、これでよかったではなくて、このアドバイザー会議の評価をすべて可とせずに、いつも見直しをしながら、振り返りながらしていただきたいと思います。

(指定管理者制度について)

小越委員

もう1点、最後にお聞きしたいんですけれども、指定管理者の問題です。昨年末に総務省から、「指定管理者制度の運用について」という通知が各自治体に出されたとお伺いしております。その通知について、どのような認識をお持ちなのか、まずお伺いしたいと思います。

市川知事政策局次長 総務省から出た通知についてですけれども、そもそも片山総務大臣の発言がありました。これは指定管理者制度をコストカットのツールとして使ってきたというきらいがあるんですけれども、指定管理者制度の一番のねらいは、行政サービスの向上であるということ、そして、結果として、経費削減なども進んで、アウトソースを進めてきて、コストカットを進めてきた。そういうことから、官製ワーキングプアを生み出しているといったような発言がございまして、それで、総務省のほうからの通知で、指定管理者制度については、コス

トカットということを中心にやるのではなくて、サービスの向上という点について進めるようにといった内容の通知が来たということです。

これに対しては、指定管理者制度の趣旨というのは、民間事業者のノウハウを活用して、効果的な施設の運営とか、あとは経費の節減ももちろんあるんですけれども、一番ねらいとしているのは、住民サービスの向上でありまして、本県でもこの点を特に重視する中で制度の導入を図っているものであります。現在52の施設に制度を導入しておりますけれども、サービスの向上という点では、開館日の増加とか、それから、利用の時間が延長されたといったようなサービスの向上がかなりなされておりますので、成果が出ていると考えております。

小越委員

この通知が出された背景は、片山さん自身が知事もしていたということで、 危惧をされているわけですね。先ほど次長がお話をしたように、指定管理者制度がコストカットの道具にされていて、それが官製ワーキングプアをもたらしている。指定管理者がその1つの手段になってしまっている。そのことを通達に出されている中で、通達の中でも、議会の議決を経てしているものだから、単なる価格競争の入札とは違うと。だから、総合評価を全部含めてしていかないとだめだと言っているんです。

その中の6番目に、「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、 選定に当たっても指定管理者において労働法令の遵守や雇用、労働条件に適切 な配慮がなされるべきことと、指定管理者のもとで働いている人たちの労働条 件、労働の状況について配慮するように」ということはきちんと書いてありま すよね。今、52の施設で指定管理をやっていると思うんですけれども、その 52の指定管理者のもとで働いている皆さんが、労働条件がどのようになって いるのか、調査されたでしょうか。

市川知事政策局次長 一つ一つの施設の調査をしたということではありませんけれども、指定管理者の選定に当たりましては、平成19年度に策定した指定管理者の基本方針がありまして、その中に、管理運営コストだけではなくて、サービスの向上、それから、人的な運営体制とか経営基盤などを総合的に評価しております。このうち、人的な運営体制に関しましては、職員の体制とか、職員の採用、確保の方策、それから、どんな指導をしているのかとか、研修体制といったようなものも審査しております。指定管理者と協定書を締結する際にも、関係法令などの遵守を義務づけるとともに、違反した場合には、指定管理者を取り消すという規定もありますので、本県においては、指定管理者制度としては適正に運用されていると考えております。

小越委員

片山総務大臣が心配されている1つは、指定管理者によって、官製ワーキングプアが出ないかということです。指定管理者といえども、県の施設と思っていますから、その施設の指定管理予算が少なくなるとコストダウンにより、働いている人たち皆さんの賃金がどんどんカットされてしまうんですよね。

そこで、今現在の52の指定管理者施設で働いている会社や協会の皆さんの 賃金はどのようになっているんでしょうか。それは把握されているんでしょう か。

市川知事政策局次長 指定管理者制度につきましては、それぞれの所管部が中心になっていろいろな審査を実施しておりますけれども、先ほどの基本方針に基づいて審査をする中で、人的な運営体制といったことも審査をしておりますので、ここの施

設は何人の職員が働いていて、給料が全体でどのぐらいだということは把握していても、個々の給料までは調べることはなかなかしていないかと思います。 しかし、全体的に見て、極度に給料が低いとか、そういったことはないと考えています。

小越委員

今、こういった数字が出ているのですから、実際に働いている方々の時間給がどのぐらいになっているかというのを、それは次長のところが所管じゃないかもしれませんけれども、各部局のところに全部通知を出して、総務省からの通知が来ているわけですから、労働条件が適切に配慮されているかどうか把握すべきです。一番は賃金ですよね。給料カットされているんじゃないか、どんどん下がっているんじゃないか。それから、雇用条件が、今まで3年だったのが1年になっているんじゃないか。そこを含めて点検して、どうなっているか把握するべきだと思うんですけれども、いかがですか。

市川知事政策局次長 総務省から今のような通知が来ているということも受けまして、それぞれの所管部では一定の審査という形ではしておりますけれども、重ねてその点については、考えたいと思います。

小越委員

ぜひ確認、点検をしていただきたいと思います。この間、指定管理者の中で、 給料や、それから、民間の中で、指定管理のお金もだんだん減っていくわけで すから、そうすると、給料をどんどん削るか、人を減らすしかないわけですよ。 ぜひ確認、点検をやってもらいたい。

そして、この問題について、知事は記者会見の中で言っているわけですよね。一番の目的はコストカットだと。2つあるけれども、コストカットをしてもいいんじゃないかと知事は言っているわけですよ。できるだけ効率的に安上がりに経営していくということが目的だと。できるだけ効率的に、安上がりな経営をしていくために、指定管理者制度があると。指定管理制度の目的は2つだと。利用者のサービス、満足度を高めていくということ。それから同時に、できるだけ効率的に安上がりな経営をしていく。この2つの目的を追求すべきであり、コストカットをやってはいけないということは行き過ぎではないかと、片山さんの発言を批判しているんですけれども、私はそれは違うと思うんです。コストカットをするような指定管理者制度は、それは間違っていると思うんですけれども、いかがですか。

市川知事政策局次長 指定管理者のもともとの趣旨といいますのは、冒頭でも申し上げましたけれども、やはり経費の削減ということもあるのは事実です。それとあわせて、住民サービスの向上にも力を入れているということです。民間のノウハウを活用しながら、やっぱり人を採用し雇っていくんですが、結構忙しい時間帯もあれば、そうでない時間帯もあります。行政の場合は、なかなか1人の職員を雇えば、そこはずっと職員に勤めていてもらわなければなりませんけれども、民間がうまくノウハウを活用すれば、フレキシブルな対応もできる。そういったものが指定管理者制度の特徴だと思います。そういったものの結果がコスト削減につながるということは、それは間違ってはいないと思います。

ただ、もちろん基本的な労働条件については守る必要がありますし、最低賃金を下回るなんていうことは絶対あってはなりません。そういうことを踏まえた中で、人の回しというものを工夫していくことは決して間違っているとは思いません。それ以上にサービスの向上に力を入れていくことが重要だと考えています。そして、モニタリングを毎年やっていますけれども、結果としては、

サービスの向上につながっているという数字も出ております。

小越委員

全国で指定管理施設の中でいろいろな痛ましい事故も起きていると思います。人を減らされたり、それから、賃金が抑制されている中で、指定管理者を受けたけれども、住民の安全安心というか、安全面のところを、コストダウンに伴って、そこを削除していたときに、命にかかわる重大事態が全国の指定管理者施設の中で起きています。

知事は、県民負担をできるだけ減らすために、能率的な経営をしていくためコストダウンも必要だと言っております。これが突き進んでいきますと、どんどんそうなってしまいまして、もっともっと指定管理者の幅が広がったり、指定管理者の中の働いている人たちの給料や労働条件が悪くなります。それは結局、住民サービスの低下につながるわけですよね。

先ほど次長が、きちんと確認を一つ一つするとおっしゃいましたので、今、どのような労働条件になっているのか、このようなコストダウンでやっているような、コストダウンが目的化され、コストダウンを激しくやっているところは、指定管理者についての検討を見直すということも含めてやるべきだと思いますけれども、いかがですか。

平出知事政策局長 今、委員の御発言がいろいろあったわけですけれども、知事も、利用者の サービスとか満足度を高めていくということが指定管理には必要だと言って いるわけです。同時に、コストカットも必要だと。これは法律がそもそも求め て法改正がされて、こういう制度ができているわけですので、あくまでも公の 施設の管理に民間の方々に入っていただいて、そして、利用者のニーズをより くみ上げて、柔軟な施設運営をし、その上でコストカットができるということ は、これは法律の求めていることだと思っておりますので、どんどんコストが カットされているという議論にはならないとは理解をしております。

いかに県民の皆様に満足していただけるようなサービス、施設運営をしていくのか、そのことがまず第一義的な視点だと思っておりますし、そういう視点で選定委員会は事業者を選定していくわけでございますので、そのことが担保されている限り、どんどんコストが減って、事業者が雇っている従業員の皆さんの給料がどんどん減って、ワーキングプア状態になるというようなことは、私はないと理解しております。両面を追求されての法改正だと理解しておりますので、私の認識はそういうことでございます。

小越委員

局長の認識はそうかもしれませんけれども、コストダウンをやられている実態が全国であるわけですから、それは山梨県でやっているかどうかも含めてやっぱり点検しないと、通知が出ているということは、これはもう1回見直しをして、もっと喚起をしなさいということです。局長はそうかもしれません。そういう認識かもしれませんが、私は、この指定管理者制度に伴って官製ワーキングプアのお話をいろいろなところで聞きます。時給900円だったのが800円になったとか、1,000円が900円になったとか、話を聞きます。

それが最低賃金を上回っていればいいかというと、そうじゃないと思うんですよね。そこで働いている人とかが今までのお給料より削減されてしまう。それはだんだん官製ワーキングプアに近づいていくわけですよ。そのことも含めて、52の施設をしっかり、労働条件がどうなっているのか、賃金がどうなっているのか、この通知が来ているんですから、私は調査するべきだということを言っているんです。私は局長とは違う認識でいますので、ぜひ調査してもらいたい。いかがですか。

市川知事政策局次長 調査といいますか、サービスの水準、質を調査するため、毎年利用客に対しモニタリングを実施をしております。先ほども言いましたように、休日が少なくなったとか、開設時間が長くなったという目に見えるサービスの向上にはつながってきているわけですね。そして、利用者の満足度もきちっとその辺を確認しながら進めているというところがありますから、ただ手放しにしているなんていうことは決してありません。

それと、審査をする段階では、幾つかのチェックポイントがありますので、 そういったところで、人員体制などについてもチェックをしていますので、で きるだけのことは今やっていると思っています。ただ、総務省からのそういっ た通知が来ていますので、その点については、やはりそれぞれの所管部のほう に通知といいますか、伝えて、施設のほうにその内容が伝わるような形にはし ていきたいと考えています。

主な質疑等 警察本部関係

※ 第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額 及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係の もの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債 の補正

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第3号 山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条 第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為中総 務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条歳出予 算の流用

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(DNA鑑定について)

内田委員

それでは、何点かについて話を伺いたいと思います。まず、DNA鑑定についてお聞きしたいんですけれども、これは新聞の報道で私も見たんですけれども、甲斐市西八幡のスナックで女性経営者が殺害されたという事件がありました。山梨県警察科学捜査研究所、科捜研と多分一般的に言われると思うんですけれども、そこが 2009 年 12 月ごろにDNA鑑定を行った際に、警察庁のほうから複数回の鑑定の指導がされていたんだけども、1 回しかやらなかったということ、それから、調べたDNAの量が不十分なままDNA型を判定したということもわかって、こういう報道がされました。

私はDNA鑑定という言葉自体をすごく昔から知っていたわけではないんですけれども、山梨県の、これは科捜研と言うと思うんですけれども、科捜研がDNA鑑定そのものをやった、あるいはやることができたというのはいつごろからですか。

佐藤刑事部参事官 山梨県警でDNA鑑定を始めたのは平成7年と承知しております。

内田委員

そうしますと、平成7年というのは、やはりDNA鑑定をする機械などが多分、導入されたということだと思います。私がちょっと調査したといいますか、そういうことの中では、警察庁が、当然これは予算化をしないとそういう機械の導入はできないんですけれども、平成3年か4年ぐらいから、DNA鑑定を行う体制を整えるということで、各都道府県の県警にそういう機械を出したんじゃないかと思うんですけれども、山梨県というのは、その平成3年あるいは平成4年ぐらいよりもちょっとおくれて配備をしたという理解で間違いないですか。

佐藤刑事部参事官 そのとおりでございます。

内田委員

そうしますと、平成7年ということからいいますと、私、今まで何回か、委員会でも、あるいは本会議でも、例の北朝鮮による拉致の疑いのある特定失踪者に認定されている山本美保さんの関係のことがすぐ出てくるんですけれども、山本美保さんのDNA鑑定をされたのは何年ですか。

渡辺警備第一課長 平成15年であります。

内田委員

そうしますと、今の御答弁からいうと、私も今まで、そんなことは思っていなかったんだけども、当然、平成15年の当時、科捜研は、山本美保さんの事件について、DNA鑑定をすることができたということなんですね。

渡辺警備第一課長 技術的にはできたと思いますけれども、山本美保さんの件に関しましては、 鑑定に対します試料が非常に微量であったということから、慎重を期さなけれ ばならないということで、科捜研のほうに私どもの警備課長が鑑定の委託をい たしましたけれども、本県では慎重を期すということで、警察庁のほうの科学 警察研究所のほうに鑑定の委託をしたという状況です。

内田委員

その辺の状況は、私もこの甲斐市の事件が報道されて初めて、DNA鑑定が 山梨県の科捜研でもできたんだなということを知ったんですけれども、だけど、 我々の頭の中では、山本美保さんの事件については、1回目は科警研、科学警 察研究所、そちらでやられた。そして、2回目を名古屋大学の医学部でやられたと、もちろんこういう理解をしていたもので、私自身も非常に驚いたんです。今の御答弁だと、多分、山形に上がった御遺体の骨髄の、何ていいますかね、骨粉といいますか、残っているもの、そういうものの量が少なかったのか、あるいはDNA鑑定そのものをするのに、山梨県の科捜研でやるよりも科警研でやったほうがいいという判断をされたんだということだと思うんですけれども、私は初めて今回そういうことを知ったわけですね。

DNA鑑定ということ自体、私はものすごく重要なものだと思っているし、最近、足利事件とかいろいろな事件で、DNA鑑定をめぐる、実際は犯人が違ったとかというようなことが出てきましたよね。もともとDNA鑑定というものはそのぐらい重要な意味を持っているものだと思っていました。特に最近は、ものすごい確率で、つまり、DNA鑑定をすれば、それと同じDNA型を持っている人は何十億人に1人ぐらいしかいないという確率ですよね。そういう状況だから、DNA鑑定は非常に大事だし、重要だし、そういう理解をして、多分間違いないと思うんだけども。

甲斐市の竜王の事件の場合に、警察庁からそういう指示があったんだけども、1回しかやらなかったということですよね。しかもこの報道ですと、最初の鑑定をした男性研究員、この方は亡くなられているという、こういう報道がされているんだけども、私のところに入ってきている情報だと、自殺をされたという情報が入ってきているんですけれども、この辺はそのとおりなんですか。

有泉警務部参事官 今おっしゃられた職員につきましては既に亡くなっておりますけれども、 亡くなったことに対しての事実につきましては、個人のプライバシーにかかわ りますので、御答弁は差し控えさせていただきます。

内田委員

私もそう思いますね。確かに亡くなられた方のプライバシーにかかわることになる。自殺であったとしても、警察の場で自殺ということは多分言えないだろうと思います。でも、私はそのぐらいDNA鑑定というのは、1人の人間の……、山本美保さんについてもそうですよ。1人の人間が、生きているのか、亡くなっているのかという判断をする材料にまさに使われるわけですよね。そういうすごく大事なものだという認識を私自身は持っています。

この当時、やる気であれば科捜研でもできたんだけども、科警研で1回目をやって、1回目では思うような結果といいますか、そういうものが出なかったということで、2回目を名古屋大学の医学部に委託したと。そこで、今度は結果が出ましたと。しかし、2回目に結果が出たんだけども、それは結果を見てそういうことがわかったんであって、そのときに、残念ながら残されていた試料を全部使い切ってしまったんですよね。もう二度とDNA鑑定をすることができないという状況。今、たしかそうなんですよね。試料は何も残っていません。だから、新たなDNA鑑定をすることはできない。これも私、この前もここで言ったんだけども、すごく不思議なことだなと思うんですよ。今回はそれはこちらのほうに置いておいて。

DNA鑑定をするということは、そのぐらい大事なこと、重要なこと、特に 1人の人間の生死をそれで決めるわけですよね。まさに決められたわけですよ。 山本美保さんの場合は、死亡したという発表もされたんだから、DNA鑑定によって、御家族には、「あなたの娘さんはこのとおり亡くなりました」と、こういう発表がされたわけです。

DNA鑑定をするからには、御家族、この場合は特に一卵性双生児だと言われている、双子の妹さんの血液を使ったわけですよね。そうしますと、今まで

私が言ったことからしますと、その妹さんにとりましても、DNA鑑定をされるということはすごいことですよね。そうですよね。自分の血を使って、姉の山本美保がどうなっているかということをまさに鑑定をするわけでしょう。1人の人間がもしかしたら死んだと言われるかもしれない。そのぐらいの意味を持っていることだと思うんです。

にもかかわらず、ここからが大事なところなんです。これは平成14年10月、死亡されましたという発表がされるより、断定をされるより、はるかに前ですよ。そのときに山形の御遺体に着目したと。これ、何に書いたかというと、山本美保さんの御家族あるいは救う会、支援する会が質問書を出したんです。県警は、それに対する回答書――この回答書というのは平成16年3月17日ですけれども、そのときに、山形の御遺体に着目したということを回答しているんです。平成14年10月ですよ。いいですか。そうしたらば、我々の感覚でも、我々の感覚ということは、御家族じゃない人の感覚にとっても、少なくとも家族あるいは血液をとられた妹さんにとりましては、DNA鑑定をするということは、その時点で知っていなければおかしいじゃないですか。そうじゃないですか。

にもかかわらず、その後、これ、ものすごく不思議なことが続いていくんですよ。前に時系列の表をこの中の一部の人達に私、渡したはずです。その中にも全部あるんですけれども、その後、新潟の県警あるいは山梨県の県警が何回か、御家族、そして、山梨大学の教授もまじえた中で、DNA鑑定のことはもちろん、山形の御遺体に着目をしているという話も一度もしていないんですよ。だけど、回答書には、4回話をしましたと出ているんですよ。DNA鑑定をするという話を家族に4回していると。

おかしいと思いませんか。私が家族だったら、そんなばかなと。DNA鑑定をするといったらば、さっき私が言ったように、DNA鑑定をするということは、その人が生きているのか死んでいるのかという判定が下されるんですよ。だって、一致したら、亡くなっているということでしょう。御遺体が山本美保さんだという断定をされるわけでしょう。そういう重要なことなんですよ。それを家族が、あるいは教授が……、教授は家族じゃありませんよ。教授も同席しているんですよ。そういう中で、4回お伝えしましたと。これは私は絶対あり得ないことだと思うんです。一般的な常識から考えて絶対あり得ませんよ。

皆さんの家族が同じ立場だったらどうですか。DNA鑑定をしますよということを告げられたらば、まずはその御遺体は、身長はどのぐらいですか、靴のサイズはどうですか、歯はどうですかと聞くじゃないですか。そのやりとりが何にもない状態で、4回告げたなんていうのは私は絶対あり得ないと思う。そういうことが、だけど、山梨県警によって、今までなされてきているんです。

ほんとうはその当時の警備一課の課長さん、その前はたしか、国際対策課だと思います。それから名称変更しましたからね。名称変更をしたのか、とにかく警備一課に移ったはずです。そして、その担当の刑事さんたちは、実は今だって県警の中に残っているんですよ。当然ですよね。出世をされて、ほかの場所へ行っているけれども、そういう人たちと私がこのやりとりを交わしたほうが、はるかにやりとりが実りがあるものになるんですよ。皆さんは引き継いできている人たちですよね。本部長だってそうですよね。この前、私が本会議で言ったらば、「きちんと引き継いでいる。だから、何の心配も要りませんよ」と言うんだけども、私はそう思わない。今のDNA鑑定のこの流れ1つとっても、私は絶対にあり得ないことだと思うんですよ。

そこで、これは答えていただきたいんです。警備一課長、引き継いでいるに しても答えてください。いいですか。これは平成15年4月26日、山本さん の自宅に、これ、名前は言わないほうがいいですかね、警備一課の2人の捜査員が、捜査報告だといって訪れた。そのときに、山梨大学の教授が同席していたんですよ。この教授に、実は全国の上がってくるあらゆる御遺体との照合みたいなことをしたいから、妹さんの血液をとりたいんだと捜査員が告げているんです。

そこには美保さんの妹さんもいるんですよ。お母さんもいるんですよ。だけど、お母さんにも妹さんにも告げない。教授を部屋の外に呼んで、廊下で捜査員が「妹さんにこのことを言ってもらいたいんだ」と、こういうやりとりがあったんですよ。これは何なら教授をお連れしますよ。これは御家族じゃないんです。どうですか、この点についてまず。これは多分捜査の報告書の中にあるはずですよ。記述があるはずですよ。これについてまず答えてください。

渡辺警備第一課長 その教授につきましては、かつてから県警との仲立ちというか、同席いただきたい方だということで、日ごろから連絡をとっておって、御家族の間に入って、県警との話の中の代表ということで依頼を行っている方でございます。それで、15年4月26日土曜日の話、山本さんの御自宅へ捜査員が行きまして、お母様と妹さん、それから、教授と3人に対して説明をしたという報告を受けておりまして、その場で御家族の方々にも、DNA鑑定の方法を行うということが可能な死体があるということで、DNA鑑定をしたいので血液の採取をお願いしたいという説明をしているという報告を受けております。

内田委員

でも、課長、おかしいじゃないですか。平成14年10月に山形の御遺体に着目しているんですよ。特定の御遺体に着目しているんですよ。だったら、山形の御遺体とDNA鑑定をするんでしょう。全国のあらゆるものとやるということじゃないでしょう。何でそれを告げないんですか。山形の御遺体は平成14年10月ですから、半年も前に着目しているじゃないですか。

半年も前に着目しているということは、まさに山形の御遺体がつけていた、我々が言った、ジーンズですとか、あるいは下着のたぐいだとか、ネックレスだとか、あるいは歯の状況だとか、そういうものもすべて含めて、着目をしていたわけでしょう。にもかかわらず、そのことには一言も触れず、半年もたって、しかもそれでもまだ触れない。山形の御遺体とDNA鑑定をするということも触れていない。

家族にしたら、もしそのときに山形の御遺体ともしDNA鑑定をすると言ったらば、それ、大変でしょう。そうじゃないですか。DNA鑑定の結果が出てきたら、美保は亡くなったと言われるかもしれないわけでしょう。そのぐらい家族にとっては一大事ですよ。冷静でなんかいられるわけが絶対ないですよ。それがこの時系列の流れでいくと、おかしいことばっかりですよ。

課長、さっきの、教授も含めて3人に話をしたというんだけども、教授自身にも私は聞いているんです。教授が廊下に連れていかれて、廊下で2人の捜査員から言われているんです。直接言ったらいいじゃないですかということまで言っているんですよ。美砂さんがそこにいるんだから、直接捜査員が言ったらどうですかと。それもしない。おかしいでしょう。

しかも、回答書には、4回その事実を告げていると、こう言っているんですよ。DNA鑑定をするという事実を4回告げていると。だけど、妹さんの記憶にあるのは、自分の血は、全国の上がってくる御遺体との捜査に必要だと。DNA鑑定なんていうことは眼中にないですよ。おかしいでしょう。これだけ、こういうことだという説明をしてくださいよ。

渡辺警備第一課長 前回もお話をしたと思いますけれども、DNA鑑定に対してのお願いは妹 さんのほうも直接説明をして、了解を得て、そして、血液の採取をしていると いうことです。実際に、妹さんのほうからも鑑定承諾書を書いていただいてお りますので、その点は御理解をいただいて、記載していただいたものと判断を しております。

内田委員 この前の委員会のとき、課長、欠席だったじゃないですか。私と話をしました? していないでしょう? 欠席だったじゃないんですか。

渡辺警備第一課長 はい、欠席でした。

内田委員 そうでしょう? 私と話なんかしていないですよ。

渡辺警備第一課長 私は欠席をさせていただきました。全国会議の関係で欠席でありましたけれども、警備部長、あるいはまた本部長から説明があったと、議事録のほうで 理解をしております。

内田委員

さっきも私、言いましたけれども、もし皆さんが言うように、妹さんに、「DNA鑑定をするためにあなたの血が欲しいんだ」と言ったらば、妹さんはその場で、「え? ちょっと待ってください。その御遺体はどういうことですか」ということを聞きますよ。そうでなかったら、私、家族じゃないと思う。私みたいな他人でもそう思いますよ。

今、年数が何年かたっているからこういう状況で話をして、私がその場にいたら、そうですよ、そのぐらい大事なことですよ。家族にとってはそのぐらい大事なことですよ。1人の娘、行方がわからなくなっている娘が生きているのか、死んでいるのかという判定をくだされるわけでしょう、その結果によって。そこが私は非常に不思議なことだなと思うんです。

しかも、この問題は、御家族だけじゃなくて、山梨大学の教授も同席している話なんです。教授も、もちろんそんな話は聞いていないと。DNA鑑定をするなんていう話は聞いていないと。「いろいろなあらゆる捜査をするので、妹さんの血液を採りたいんだ。先生、そのことを妹さんに話してください」と、それがそこでのやりとりですよ。「だったら、自分で妹さんにそれを言ったらいいじゃないですか」ということまで言っているんですよ。そういうやりとりの後、今度は教授がそのことを妹さん本人に告げて、そして、血液をとると、こういうことになったんです。

それから、もしDNA鑑定をするということが妹さんたちにわかっていたら、一刻も早く血液をとってもらいたいと思いますよ。そうじゃないですか。そういう話が結構手間をとっていて、実際に血液を採取するまでにはかなり時間がかかっているんですよ。私は警察の普通の捜査だったら、これもあり得ないことだなと思うんですよね。だから、一連のこの動きを見ていると、何か不思議なことでずっとそれが続いてくるんですよね。

そして、あるときに質問書を出したらば、その回答書の中に、実はこの話は都合4回話をしていますと、こういうことが書いてある。これは平成16年3月17日に出された回答書です。だから、これ、2年ぐらいたってからの回答書の中に来ているんですよ。そして、平成14年10月に山形の御遺体に着目したということも、これも書いてあるんですね。

その後、新潟県警だとか山梨県警の人たちが山本家へ来て話すのに、これは 新潟県警ですね、「当時の柏崎のバスの運転手さんなどにも聞き込みをしてい るが、今のところ手がかりはなし。捜査を継続している」。それから、山梨県警は、「さまざまな捜査をしているが、手がかりなし。今後も捜査を継続していきます」。これだったら、山形の御遺体に着目していたら、そのときに、遺留品の確認だとか、そういうことをするでしょう。それはおかしいじゃないですか。そうじゃないですか。

それから、遺留品の確認だとかそういうこともなされているのは、DNA鑑定が始まってからですよ。これは前にも言っているんだよ。普通は、遺留品があるんだったらば、遺留品から先に御家族と照合するでしょう。おかしいでしょう? 先に血液をとっていって、血液が一致したと。これが遺留品ですといって出すのはおかしいじゃないですか。おかしいと思いませんか。私は一般的な常識を持っている人間だったら、100人に聞いたら100人がおかしいと思いますよ、課長。

渡辺警備第一課長 DNA鑑定捜査を先行したということではありませんで、山形の御遺体について着目したということは、その遺体がどのような遺体なのか、その鑑定結果とか、また、御家族から、柏崎の海岸で遺失物として拾得されたもの、そういったものの捜査、いろいろな遺留品捜査、それから、解剖鑑定捜査、あわせて並行して進めていたわけでありまして、DNAだけが先行して行われていたということではございません。

内田委員 いや、DNAが先行していますよ。これ、かなりずれがありますよ。いいですか、山形の御遺体に着目したのが平成14年10月。妹さんから血液をとりたい。これが平成15年4月です。ところが、15年11月ですよ、妹さん、あるいはお母さんが遺留品の写真を確認したのは平成15年11月ですよ。そのときはもうDNA鑑定なんかしているんじゃないですか。先行してないですか。1回目の鑑定なんか終わっているんじゃないですか。

ちゃんと答えてくださいよ。だめだよ、そんないいかげんな記憶だけで答えているんじゃ。

渡辺警備第一課長 山本美保さんにつきましては、昭和59年に行方不明になりまして、御家族から、その10カ月後の60年4月に家出人の捜索願がありました。そういったところからも捜査は始まっているわけですから、DNAだけが先行という意味ではなくて、行方不明者の捜索の中でいろいろな捜査も始まっているということやっていますので、理解していただきたいと思います。

内田委員 私が言っているのはそうじゃないんだよね。要するに、DNA鑑定で、最後に99点9が7つぐらい並んで、そのぐらいの確率で、これはあなたの娘の山本美保さんですということを言われたわけでしょう。だったら、遺留品の写真があるんだから、何でその確認みたいなことを御家族にされなかったんですか。それが先じゃないんですか。DNA鑑定が先行されたんじゃないですか。じゃあ、何でそんな半年もたってから写真を見せたんですか。それは何の意味があるんですか。

北村警備部長 もう一度再確認をさせていただきたいんですけれども、先ほどの委員御指摘にあった、4回という、うちの回答ですけれども、細かく御説明させていただきますと、14年の遺体が当時は2体、こういうものがというのが山形のほうで想定されたわけですけれども、2体のうち1体がDNA鑑定できるだろうということに最終的になって、その1体についてDNA鑑定に回ったわけですけ

れども、14年の拉致問題が浮上してきたときに、御家族のほうから、拉致問題ではないかという御相談があったときにも順次、御親族のほうからいろいろな話をお聞きしました。先ほどの10月に、もしかしたらこの遺体がそうかもしれないという想定されるような遺体が上がったときに、11月には、血液型とか身長、ウエストとか、そういったものをお母様に聞き取りをまずしております。それは当時の捜査員が行っております。

先ほどのDNAに関しての御説明ですけれども、10月以降の話で、まず14年12月5日には、それまでの捜査状況とか、どうやってこの遺体が上がったのかという説明を御家族に対していたしました。これはDNAの話とは別です。県警察としては、検討を重ねた結果、骨髄からもDNAの鑑定ができるんではないかということで、その可能性を信じて、15年4月26日に、先ほどのお話のように、山梨大学の教授もいるところで、御家族の御家庭へ赴いて、DNA鑑定等について、必要性、これをやればもしかしたら御本人であれば、それが鑑定結果として一致する可能性もありますよという御説明をして、妹さんの血液の提供を依頼して、そこで承諾を得ております

それで、5月8日には、これは御説明とは別ですけれども、県立中央病院で 美保さんの妹さんから採決していただきました

本人がとっていただいた血液をこちらで受け取っています。もちろんDNA 鑑定というのは、刑事訴訟法の厳格な手続上必要ですから、本人の認識のない 状態で私らが無理やりいただくということはできませんから、そういった、も ちろん刑事訴訟法上の手続に従った捜査書類も作成してあります。もちろん本 人はそれを御理解されたものと我々は引き継いでおります。私が当時いたわけ ではないので、引き継いでいるということです。

それから、15年7月22日、これは場所まで申し上げるのかどうかあれですけれども、当時、厚生年金会館、今はまた名前が違いますけれども、このときに、妹さんに対して、関係者の事情聴取の状況とか、科警研のDNAの鑑定結果、それから、名古屋大学の鑑定結果の予定その他を説明しております。

それから、15年11月7日、このときには当警察本部の公安委員会室におきまして、捜査状況の……、このときには妹さん……、お母様もお呼びする予定だったんですけれども、体調不良のため欠席と報告書には記載されてありました。行っている遺体のものと説明した上で、遺留品、先ほど申しました、写真とはこういうものです。それについて早いか遅いかということはともかくとして、このときにはDNAの鑑定の結果が出るかどうかということも我々はわかっています。ですので、できることを積み上げる中で、時間がかかり過ぎているんではないかと言われるのかどうか、我々としては、できる限りの方法を講じて、もしこれが山本美保さんであるのかどうかということの確認をしたいがために、こういうことを積み重ねてきた。それも妹さんにも十分御理解いただけるんだろうなということで尽くしたつもりであります。

もう1つ、4件目ですけれども、これは16年1月27日、これは御家族の御家庭でありますけれども、名古屋大学でのDNA鑑定を行っている御遺体の写真、遺留品をここでもさらに提示をしております。

今、こうやって行って、この鑑定そのものにもやっぱりすごく時間がかかっているんです。名古屋大学の鑑定人も極めて慎重にこの鑑定は行ったと。それはやっぱり委員がずっと申し上げているとおり、これがほんとうにその遺体が本人かどうかを確認するために、鑑定人にとっても、それは非常に重視してやったと我々は説明を受けております。ですので、意図的なものは一切……。我々はほんとうに積み上げる中でやってきて、そこに何らかの間違いとか、速度において、それは遅いんじゃないかとか言われるかもしれませんが、精いっぱい

の中で行ったということは御理解願いたいと思います。

内田委員

これも前に私は言ったことがあるんです。それだけ慎重に、なおかつ丁寧にやるんだったらば、何で一卵性双生児ということを前提にやったんですか。そう思いませんか。これだって、私はほんとうに七不思議だと思うんだね。一卵性双生児というのは何で? と聞いたら、御家族がそう言ったからと。そうでしょう。だって、裏がとれるはずでしょう。しかも、試料を使い切ってしまったじゃないですか。鑑定がもう二度とできない状態にしているじゃないですか。おかしいと思いませんか。

普通だったらば、一卵性双生児であるかどうかというのはものすごく重要なことですよ。だって、これ、一卵性双生児でなかったとしたら、これはつくりごとということでしょう。99.99幾つと出てきたということは、そうじゃないですか。一卵性双生児だからできたんでしょう。だけど、一卵性双生児だという確証は、警察は持っていないじゃないですか。だって、そんな鑑定はしていないじゃないですか。捜査がそれでよくやれるじゃないですか。そっちのほうが不思議だよ。

北村警備部長

それは御両親からのお話で、一卵性双生児だという前提のもとにやったわけですけれども、鑑定が、一卵性双生児でなければ、それは何の意味もないじゃないかと、それはそうであります。DNAの鑑定した結果というものは残るわけですから……。

内田委員

鑑定の結果、その過程が信用できないと言っているんです。結果が残ったって意味がないんですよ。

北村警備部長

ですから、過程は、刑事訴訟法の手続をほんとうに厳格に守った上で、それから、これは御家族にも説明しておりますし、16年6月に御家族が代理人の弁護人とともに行ったときにも、先生は、「こういう部屋で、いわゆるクリーンルームと言われる、何も混在しない部屋で、こういう形でやりました」ということを詳細にほんとうに説明をなされたということを我々のほうにも、我々もそういう確認をほんとうに逐一しております。

それで、その結果得られたものは無になるわけではありませんから、もしー 卵性双生児でなかったならば、それはどういう結果が出たかわかりません。で も、一卵性双生児だという両親の、それが個人を特定するのに確率が一番高い 方法だから、我々はそれを選択して、それをやったら、ほんとうに一卵性双生 児という客観的な結果が出たと、こういうことです。

内田委員

部長、それは結果論ですよ。結果がこうだったからといって、理屈をつくっているんですよ。スタートからいったら、だって、おかしいじゃないですか。捜査ってそうじゃないんですか。やっぱりきちんとした、信頼性のあるものを持って捜査をするんじゃないですか。両親が言ったから、それを信じてやったということでしょう。実は両親だって確認なんかしていないんですよ。一卵性かどうかなんていうのは調べてはないんですよ。

一卵性かどうかというのは、これはへその緒か何かを使えばわかりますよ。だけど、それ、やっていないじゃないですか。やっていないのにもかかわらず、山梨県警の捜査官は、一卵性双生児だということを前提に進めたんじゃないですか。結果が出てきたから、「ほら、このとおり、これ、正しかった」と結果から言っているじゃないですか。おかしいですよ。

北村警備部長 結果から言っているわけではなくて、その情報に基づいてやる結果、これは

内田委員だって、結果が出てきたから言っている。

北村警備部長

そうではないです。検査をした結果は、これは客観的な事実です。この事実を得るためにやる、その前提として、もし一卵性双生児であれば、それだけの確率で個人が特定できるという判断の中でやっているということです。別に結果に基づいてそれがどうのこうのという話ではないです。だから、一番確率の高い捜査情報に基づいてやった。それは別にどんな捜査情報に基づいても、客観的な結果は同じように出るわけです。この結果が99.99999937%という確率で当たったということは、やはり両親がおっしゃっていた一卵性双生児だというものの、その言動を裏づける事実として、結果として出たということです。

内田委員だから、それは結果として出たんじゃないですか。

北村警備部長 いや、結果として出たということは、その結果は、これは別に客観的に出た 結果です。

内田委員

今、私が言っている、警察のやり方についてもおかしいと思うんだけども、私は、捜査というのは、裏をとって、そして、進めていくと思う。しかも、今回、何が重要かというと、試料を使い切ったとか、幾つかの問題がいっぱいあるんですよ。DNA鑑定が先行した。家族には話をしていない。教授をまじえた中でも、山形の御遺体とのDNA鑑定という話は全く出ていないですよ。だったら、そこでその話をすべきじゃないですか。そうすれば、家族だって、「山形の御遺体とDNA鑑定をするんだ。これは大変なことだ」と思いますよ。そういう認識が御家族に全くないんですよ。だから、簡単に「私は了解しました」と言って、血液の採取を妹さんはオーケーしたんだと思いますよ。DNA鑑定をするんだといったら、私は多分もっと態度が違うと思う。そして、もっといろいろなことを警察の関係者にぶつけると思います。それが家族だと思います。

堂々めぐりになりますから先に行きますけれども、そこで、これも前に私もこの場でもやり合ったんだけど、私は男ですから、女の人のつける下着というのは実はあんまり理解がなかったんです。それで、これは非常にデリケートな下着で、要するに、女性がつけるブラジャーですよね。これはよく私たちも目にするんだけど、例えばB80とかって見ますよね。あのAとかBとかCとかというのは多分カップだと思いますね。それで、その次にある数字、80とか70とか65とかというのは、バストの下の部分で、これ、アンダーバストと言うそうです。だから、御遺体がつけていたブラジャーはA70なんですよ。これは客観的な事実ですよね、A70というのは。

そこで、前にこの議論をしたときに、山本美保さんの御家族が自分の娘のことは一番よくわかっていると思うんです。ほんとうは本人が一番よくわかっているんだけど、本人が失踪しているんだから、双子の妹さんとか、あるいはお母さんなんかがよく把握しているわけですよね。ふだん着用していたそれを警察の側から聞かれたことが一度もない。

ここでも私、やりやったんだけども、どうしてA70というサイズが、山本 美保さんがつけられるんですかと言ったらば、県警が、下着のメーカーに問い 合わせて聞いてみたら、つけられると言ったの。何でメーカーの方は答えたかというと、多分高校のときの胸囲を参考にしているんです。高校3年生のときの胸囲はたしか81ぐらいだと思います。胸囲というのは、乳房の一番トップの部分よりちょっと下をはかるみたいです。だから、実際はもうちょっと出ているのかもしれない。その81という数字をもとにして、胸囲が81の女性はA70というブラジャーがつけられますかと聞いたんですよ。つけられるんですよ。つけられるんですよ。つけられるんですよ。

これはある人に調べてもらった。A70ももちろんつけられる。でも、バスト81の人がつけられるブラジャーのサイズはA70だけではない。C65、D……、Dというのはものすごくカップが大きいわけですね。D65、B70、A75、B75、これ以外にもまだある。このくらい複数つけられるんですよ。つまり、何が問題かというと、山本美保さんのアンダーバストが幾つかということがわからないと、この議論は意味がないんですよ。だけど、警察は、下着のメーカーに問い合わせたのは、高校のときの身体測定の胸囲の81だと、これで問い合わせているんですよ。そうしたらば、下着のメーカーの人は、胸囲だけから判断したら、その答えしかないですよ。

あるいは、このように聞いたんじゃないですか。胸囲81の女性は、A70というブラジャーがつけられますかと。それは、つけられますと答えますよ。だって、アンダーバストの話をしていないんだから。そういう議論じゃないですか。

北村警備部長

委員の御指摘のサイズの話だけではなくて、当時つけていたブラジャーの残っている写真に基づいて、メーカーを特定いたしました。実際にどういった形でつくっていて、それから、この間お話しした、ABCというカップの大きさというのは、時代によってやっぱりカップの間隔は違うということも説明を受けました。もちろんそれは先ほど申しましたように、胸囲を前提にして、うちの捜査員がそのメーカーのつくったものを特定しました。

具体的なものはほんとうに捜査の秘密なので、細かいことは申し上げられませんけれども、10センチの余裕を持ってと、いわゆるメーカーの人は説明をいたしました。なので、この方が、つまりプロの目で見たという、そういう趣旨です。もちろん我々も明確な形はわかりません。ですから、メーカーを特定したということは、一般的にブラジャーの話をしたという話ではないですね。ブラジャーということも、なかなか死者に対してこんな話をしていいのかどうかわかりませんけれども、つけていたブラジャーがどこの会社がつくったというかわかりませんけれども、つけていたブラジャーがどこの会社がつくったということを特定して、そのつくった人がその当時を振り返って、これだと、ブラジャーというのはこのぐらいの経年はもちますねという想定の中で、この年代につくったというのを、模様とかいろいろなものを見ながら特定したわけです。その方が、その胸囲の方というのは、もちろんそれは若いときと、それから2年たった大人になってから、どうかわかりませんけれども、それはこういうものを我々が把握している事実の中で想定をしていただいて、すべて説明して、それで、メーカーの方が「間違いなくつけられます」という判断をしたという捜査に基づいて、これであれば矛盾がないなと我々は断定したということです。

内田委員

だから、私もそれ、わかるんですよ。だから、さっきからの議論は、アンダーバストについてはわからないわけでしょう。だって、その話はしていないでしょう。胸囲についてだけしているわけでしょう。それよりも、私が言いたいのは、そんな……。じゃ、特定したんなら、特定したメーカー名を言えますか。

それが言えれば、もっと簡単なんですよ。美保さんがそのメーカーのブラジャーを買ったかどうかということがわかるからですよ。そのほうが早いじゃないですか。 どこのメーカーですか。 ワコールですか。

北村警備部長

メーカーにつきましては、捜査の秘密ということで、申しわけありませんが、 言うことはできません。

内田委員

私は逆にこう考えたんですよ。山本美保さんがふだん着用しているのは、B 75かもしくは80なんですよ。いいですか。B 75か80を着用している人は、A 70はつけられないということなんですよ。こっちのほうが全然重要じゃないですか。それを聞いてみたらどうですか。わかります? B 75もしくはB 80を着用している人は、A 70というのはつけられない。

北村警備部長

何度も申しておりますけれども、こういうものはつけられないという話ではなくて、我々の捜査した結果を、メーカーのつくっている……。

内田委員

破れるぐらい引っ張ればつけられるかもしれませんよ。

北村警備部長

いや、そういう意味ではないです。これはつけられますという中で、我々は別に故意に何をしたいという形でやっているわけではなくて、メーカーに行き着いて、メーカーでつくった方の御説明で、これはつけられます、こういう方がつけるのは大丈夫ですという話を、今の言った、アンダーバストがわかっていないから、それは胸囲から、その方はプロとして推定してやったということですよ。でも、アンダーバストがこれだったら絶対つけられないというのは、我々としてはそういう認識はしておりません。これはメーカーの方の説明です。それで、我々が今こうやって説明していることもやはり捜査として協力してくれた方は、こういうことが公にどんどん出るということは想定しておりません。そういう中で、そうはいっても、我々は遺族が理解をしていただきたいということで、こういった公の場で聞かれたことについても、できる限り御説明しているんですけれども……。

内田委員

遺族じゃないですよ。

北村警備部長

いや、遺族じゃなくて、遺族にももちろんそれは伝わることだと思いますけれども、これはメーカーの方が、警察に話をすると、全部それは出てしまうのかと、こういうことになりますし、捜査上の支障がありますから、具体的なメーカーをこうやって公の場でお示しするということは難しいということの御理解をお願いしたいと思っております。

内田委員

これは私、前にもお願いをしたんだけども、例えば高校3年のときの体位測定の結果表みたいなのがありますよね。ああいうものも、私が言って初めて、県警は家族に請求をしたんですよ。それまで一度も出してくださいと言っていないですよ。そのブラジャーについても家族に聞いてくださいよ。何で聞かないんですか。普通だったらば、一番最初に家族に聞くんじゃないですか。つけていたのはどんなの?というのを聞くんじゃないですか。

渡辺警備第一課長 当然、家族のほうにはお願いして、きちんと出していただいております。 今、いろいろ、美保さんを特定できるような端的な資料がありましたら、衣服 にしても、シャツにしても、装飾品にしても、ありましたら、お願いしております。そして、その当時の、高校のときの身体測定の記録についてももちろんお願いして、出していただきたいということで話しております。

それから、下着の件について何で聞かないのかということです。この点、私が申したときにも、こういった下着を着用していた事実はありますかというのは当然聞いておりますし、そのときは、御家族の方々は、「この写真ではちょっと判断することはできませんね」という話でした。当然いろいろな機会の中で、御家族には説明をしてお話を伺っているところでございます。

内田委員

今の、写真では判定できないと言ったのは多分ジーンズのことだけだと思いますよ。ジーンズについては、この写真だとわからないということを、これは私も直接聞いているから間違いない。ほかのものについては、ノーだということを言っているんですよ。そこで、課長、今、それだけのことを言うんだったらば、今のブラジャーのことについてでもいいですよ。何年の何月何日にどこで御家族に聞いたかというのは捜査の記録に出ているはずだから、それ、一覧表にして出してくださいよ。日にちをきちんと出してください。それが出ているはずですよね。当然捜査の中でやっているんだから、それは記録があるはずですよ。そういうものを出してください。

渡辺警備第一課長 捜査したその日その日、毎回毎回捜査報告書をつくるわけでもございません。いろいろな機会で、この間もDNAの鑑定書を閲覧したいということでお話がありまして、閲覧していただきました。そのような機会にもそんな話をしておりますので、あらゆる機会ということで御理解をいただきたいと思います。

内田委員

これ以上やっても多分明確な回答は出てこないから、これで終わりますけれども、私自身今回が最後の議会です。山本美保さんの事件ともかかわりを持って2年ぐらいになりますよ。だけど、私は、ほかの委員さんがどうであれ、とにかく理不尽なことだとか、あるいは不条理なことがあったら、そこを素通りできないという、そういうものを私は持っている政治家だと自認しているんです。だから、こういうかかわりを持ってきたんだけども。やっぱり御家族の気持ちを私は考えても、御家族のこの苦しみというのは多分わからないと思いますよ。いろいろなことの中で今日があるんだけどもね。

そういう中で、私はこの前、実は本会議の席上で、ちょっと失礼かと思ったんだけども、公安委員として出席していた女性の真田委員さんに聞きました。一般人としてどう思っているのかぜひ答えてほしいと。でも、明確な答えはなかったんですけども。私は最後に、委員さんに、一般人の代表として出ている者として、率直な感想でも結構です。ぜひ述べていただきたいと思います。それをもって私の質問を終わりたいと思います。

櫻井公安委員

私は公安委員として、細かい捜査を全部熟知しておりませんので、委員の質問に該当するかどうかわからないんですが、私も去年の10月ですか、議員から前本部長にいろいろ具体的に質問があった。そういうことについて、私もそのとき同席しておりましたから、質問に対してはもう少し具体的に答弁すべきという思いがありました。しかし、1つはプライバシーの問題、守秘義務の問題、それから、捜査上の秘密を公開できないというようなことで、私もなるほどと思ったんです。

この山本さんの件は、ほんとうに大変お気の毒だと思います。私も途中から 公安委員としていろいろ話を聞いていまして、議員のお話なんかもほんとうに よくわかります。この件については、事件があって20数年でしょうか。しかも、そのときの、これは警察からというのではなくて、私の感じとしては、当時、新潟のあの辺から拉致があったというようなことで、おそらく警察も、それから、山本さんのほうも、国外に拉致されたんだろうという思いがあったのかもしれない。そして、当時の小泉首相が平壌に行って、拉致被害者を連れて帰ってきたということでにわかにいろいろな問題が出てきたということで、県警としても、私はかなり一生懸命やってくれていると思っております。ただ、そういう20数年の時間の経過の中で、今、人も変わっていったり、それから、いろいろな記憶もあいまいになっていく中で、ほんとうに不幸なことだと思います。

ただ1つ言えることは、DNA鑑定を認めないということになれば、これはおしまいだと思うんですが、議員がそれは結果論だろうと言われるけれども、科捜研、そしてもう1つ、安全のために、当時のDNA鑑定の国内の最高権威であると言われる名古屋大学、ここと両方出して、99.999とかというあれで合致したということは、これは一卵性双生児云々の問題を含めて、これを否定してしまえば、科学捜査も、いろいろな県警の立場もないと思うんですが、私はやっぱり日本のそういう権威の鑑定はやっぱり尊重せざるを得ないんじゃないかと。

ほんとうに残念なことなんですが、私も私なりにいろいろ質問もしたり、いろいろなことを調べてもみたんですが、これは不信感を持ってしまわれたりすると、なかなか問題解決が難しい時間が経過したのかなという気がしております。これは議員が私に質問されたことと違うかもしれませんが、私の気持ちとしてお答えします。

内田委員

私も櫻井委員の御答弁はよくわかります。ただ、警察の信頼が崩れてしまう。確かにそうなんですよ。だけど、足利事件にしてもそうだけど、そういうものが今、出てきているじゃないですか。あるいは、大阪で検察の関係でも出てきたでしょう。だから、絶対というものは私はないと思っているんですよ。むしろ真実は1つしかないと思うんですよ。そこが私は大事だと思うんだけども、いいです。ありがとうございます。ほんとうに御足労いただいてありがとうございます。答弁は結構です。

以 上

総務委員長 鈴木 幹夫